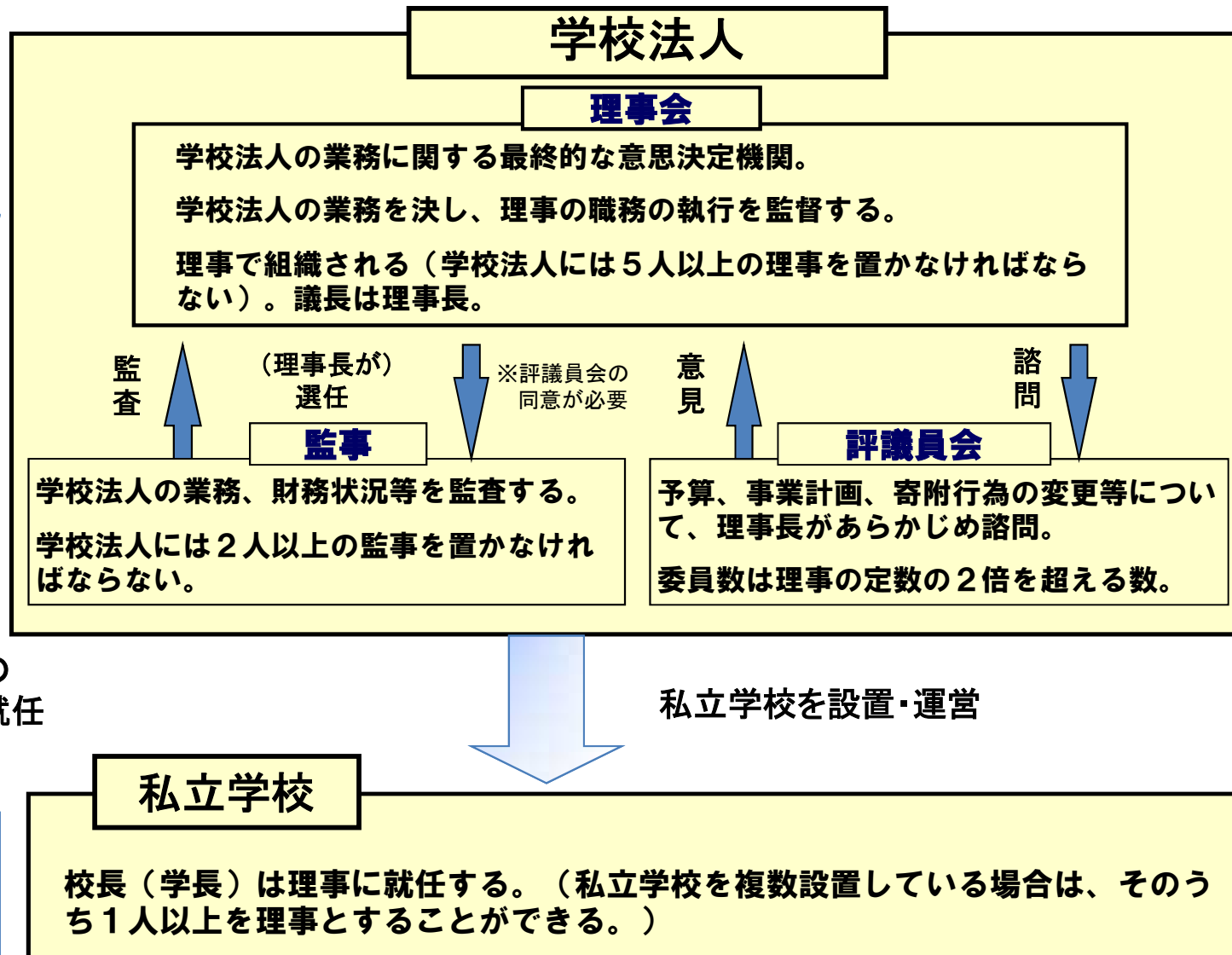


学校法人のガバナンス・マネジメントの 状況等に関する参考資料

学校法人のガバナンスの仕組み

- 学校法人の業務に関する最終的な意思決定機関は、合議制機関である**理事会**である。**理事長**は、学校法人を代表し、その業務を総理する。
- 学校法人には**評議員会**が置かれる。評議員会は**理事の定数の2倍以上の定数で組織され**、学校法人の職員や卒業生等が評議員に選任される。予算事項や事業計画、寄附行為の変更等の重要事項については、予め評議員会の意見を聞くこととされている。
- 大学の、**学長は、学校法人の理事として経営に参画**する。



- 【理事会】**
 - 学校法人の業務に関する最終的な意思決定機関
 - 理事の職務の執行を監督
 - 私立学校の校長を理事として選任
- 【監事】**
 - 学校法人の業務、財務状況等を監査
- 【評議員会】**
 - 予算、事業計画、寄附行為の変更等に意見（理事長があらかじめ諮問）

近年の私立学校法の改正について

平成16年 私立学校法の一部を改正する法律の概要

1. 趣旨

学校法人が近年の急激な社会状況の変化に適切に対応し、様々な課題に対して主体的、機動的に対応していくための体制強化のため、各学校法人における管理運営制度の改善を図るとともに、財務情報等の公開を一層推進し、あわせて、各都道府県の実情に即した私立学校審議会の構成が行えるよう、私立学校審議会の構成の見直し等に係る法整備を行ったもの。

2. 概要

(1) 学校法人における管理運営制度の改善 ※詳細は次頁参照

理事会の設置等をはじめとして理事・監事・評議員会の制度を整備し権限・役割分担を明確にすることによって、学校法人における管理運営制度の改善を図る。

(2) 財務情報の公開 (第47条関係)

学校法人が公共性を有する法人としての説明責任を果たし、関係者の理解と協力をより得られるようにしていく観点から、毎会計年度終了後二カ月以内に、財産目録、貸借対照表及び収支計算書のほか、事業報告書を作成しなければならないこととし、あわせて、これらの書類及び監事の作成する監査報告書の関係者への閲覧を義務付ける。

(3) 私立学校審議会の構成の見直し (第10条関係)

各都道府県の実情に即した私立学校審議会の構成が行えるよう、私立学校審議会の委員の構成等に関する規定を見直す。

3. 施行期日

平成17年4月1日

○ 私立学校法の一部を改正する法律等の施行について(抜粋)

第二 改正の概要

1. 私立学校法の一部を改正する法律(平成16年法律第42号)

(1) 学校法人の管理運営制度の改善

① 理事制度の改善

ア 学校法人に理事会を置くこととし、理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督することとしたこと。あわせて、理事会の招集方法、議長、定足数及び議決要件について定めたこと。(第36条関係)

イ 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理することとしたこと。(第37条第1項関係)

ウ 理事(理事長を除く。)は、寄附行為の定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する等とするほか、民法第54条を準用しないこととしたこと。(第37条第2項及び第49条関係)

エ 理事のうちには、その選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者(以下「外部理事」という。)を1名以上選任することとしたこと。ただし、最初の選任の際に外部理事として選任された理事が再任される際には、外部理事とみなされること。(第38条第5項及び第6項関係)

オ 理事の定数、任期、選任及び解任の方法並びに理事会に関する規定を必ず寄附行為に記載することとしたこと。(第30条関係)

② 監事制度の改善

ア 監事の職務として新たに、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出することを加えるほか、理事会の設置に伴う所要の規定の整備を行ったこと。(第37条第3項関係)

イ 監事は、評議員会の同意を得て理事長が選任することとするほか、評議員と兼ねてはならないこととする。(第38条第4項及び第39条関係)

③ 評議員会制度の改善

ア 事業計画については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないこととしたこと。(第42条第1項関係)

イ 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に決算とともに事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならないこととしたこと。(第46条関係)

第三 留意事項

1. 私立学校法の一部を改正する法律

(1) 学校法人の管理運営制度の改善

① 理事制度の改善

ア 理事会については、すべての理事が学校法人の運営に責任を持って参画し、機動的な意思決定をできる体制を整備する観点から、学校法人の業務の決定を行う機関として法律上明確に位置付けたものであること。このような理事会に期待される役割にかんがみ、理事会運営の活性化を図る観点から、理事長についてはできる限り常勤化や兼職の制限を行うとともに、非常勤の理事に対しては学校法人の運営の状況について定期的な情報提供を行うことが期待されること。また、理事会の議事についてはいわゆる白紙委任は行うべきでなく、出席できない場合にはできる限り書面による意思表示を行うようにされたいこと。

イ 今回の改正により、原則として理事長のみが代表権を有することとなり、理事長以外の理事については、寄附行為の規定により代表権を付与された場合にのみ代表権を有することとなること。

ウ 外部理事については、学校法人の運営に多様な意見を取り入れ、経営機能の強化に資するよう導入したものであること。このため、1名に限るのではなく、各学校法人の規模や実情等に応じてできる限り積極的な登用が期待されること。また、選任の際だけでなく過去においても当該学校法人の役員又は職員でなかった者や、学校及び学校法人の運営に関し優れた識見を有する者を選任するよう努められたいこと。

エ 理事の定数、任期、選任及び解任の方法並びに理事会に関する規定については、各学校法人において寄附行為に適切に定めを設ける必要があること。なお、私立学校法における理事については、特段の定めがない場合には理事長を含むものであることに留意されたいこと。

② 監事制度の改善

ア 監事の作成する監査報告書については、各学校法人の規模や実情等に応じた適切な内容とされたいこと。その際、監事の監査は財務に関する部分に限られるのではなく、学校法人の運営全般が対象となることに留意されたいこと。

イ 監事の選任については、監査される側の者のみで選任することのないようにする観点から改正するものであり、評議員会の同意を得ること及び最終的な選任を理事長において行うことを担保した上で、それ以外の具体的な選出手続については各学校法人において改正の趣旨を踏まえ適切に定められたいこと。

③ 評議員会制度の改善

ア 今回の改正は、評議員会が、理事会の行う学校法人の業務の決定に際し、当該決定が適切なものであるか判断的確な意見を述べるとともに、学校法人の公共性を高めるために必要なチェックができるようにするためのものであること。このため、理事長が毎年度、事業計画及び事業の実績を評議員会に報告し意見を求める際には、評議員が当該学校法人の業務全体の状況について十分に把握できるよう留意されたいこと。

イ 評議員会については、諮問機関としての位置付けを原則としつつ寄附行為の定めにより重要事項の決定について評議員会の議決を要することとできる現行制度について今回変更するものではないこと。ただし、議決を要することとしている場合についても、理事会が業務の決定を行うに当たり、評議員会の意思を確認する方法として同意の議決を必要としているという性質のものであり、学校法人の運営についての最終的な責任は理事会が負うものである点に留意されたいこと。

ウ 学校法人の運営に多様な意見を反映し、学校法人の公共性の高揚を図ることを目的とする評議員会制度の趣旨にかんがみ、評議員会の構成について、当該学校法人の役員及び職員が大多数を占めたり、特定の同族が多く選任されたりすることのないようにされたいこと。

平成26年 私立学校法の一部を改正する法律の概要

1. 趣旨

私立学校の自主性を尊重しつつ、私学全体に対する不信感につながるような異例な事態に所轄庁が適切に対応するための仕組みを整備。

2. 概要

(1) 所轄庁による必要な措置命令等の規定の整備(第60条関係)

- ①学校法人が法令の規定に違反したとき等に所轄庁が必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- ②学校法人が措置命令に従わないときは、役員¹の解任を勧告することができる。
- ③措置命令や役員¹の解任勧告を行う場合には、所轄庁は、あらかじめ私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

(2) 報告及び検査の規定の整備(第63条関係)

所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人に対し業務・財産の状況について報告を求め、又は学校法人の事務所等に立ち入り、検査することができる。

(3) 忠実義務規定の明確化(第40条の2関係)

学校法人の理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実に職務を行わなければならないことを規定。

3. 施行期日

公布日(平成26年4月2日)

改正イメージ

赤字の措置を新たに設け異例の事態に適切に対応

学校法人の運営が法令等に違反している・著しく不適正な状態に陥っている

報告徴収・立入検査

理事の忠実義務

違反の事実等を確認

行政庁又は私立学校審議会等による弁明の機会の付与

私立学校審議会等からの意見聴取

措置命令

(例) ○運営の改善のための措置

役員解任勧告

○措置命令に従わない場合に役員解任勧告

運営改善

学生保護

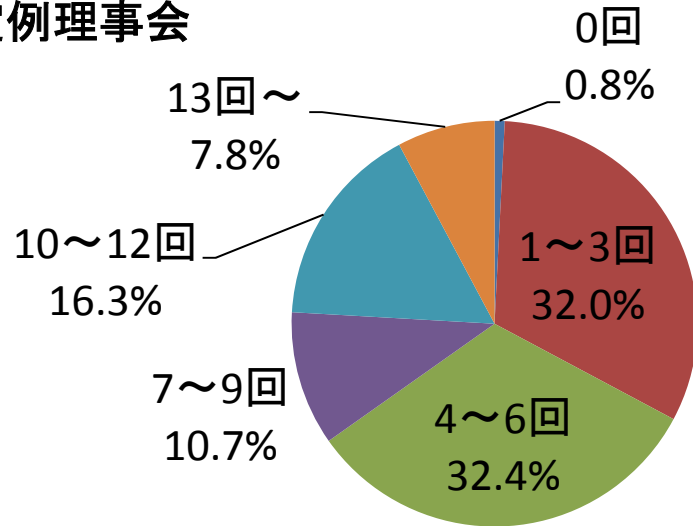
解散命令

理事会、評議員会等の状況について

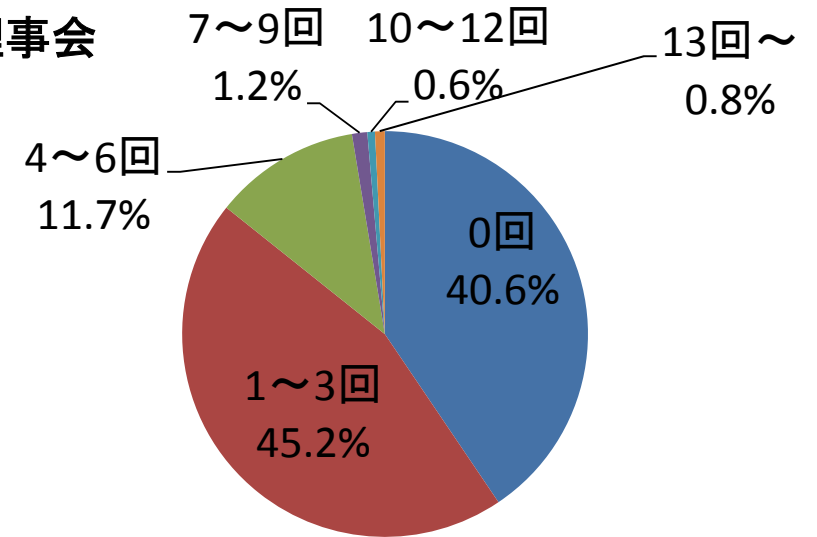
理事会の年間開催回数 (※平成24年度実績)

《大学法人》

定例理事会

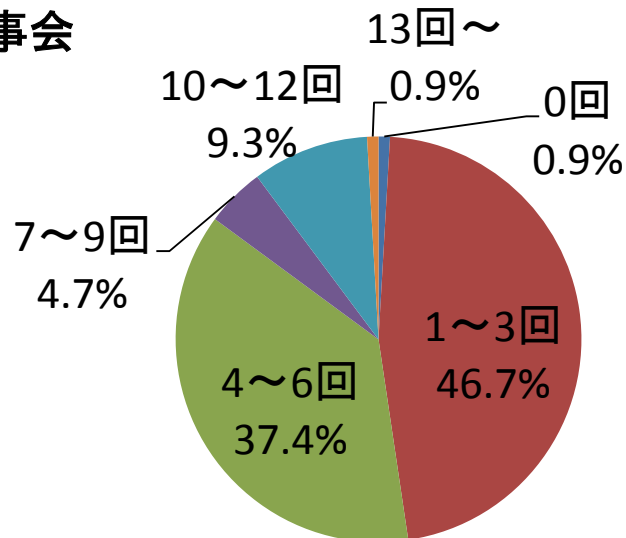


臨時理事会

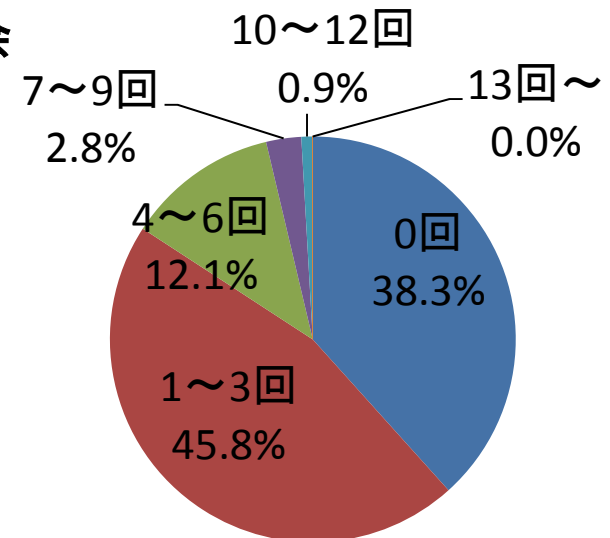


《短期大学法人》

定例理事会



臨時理事会

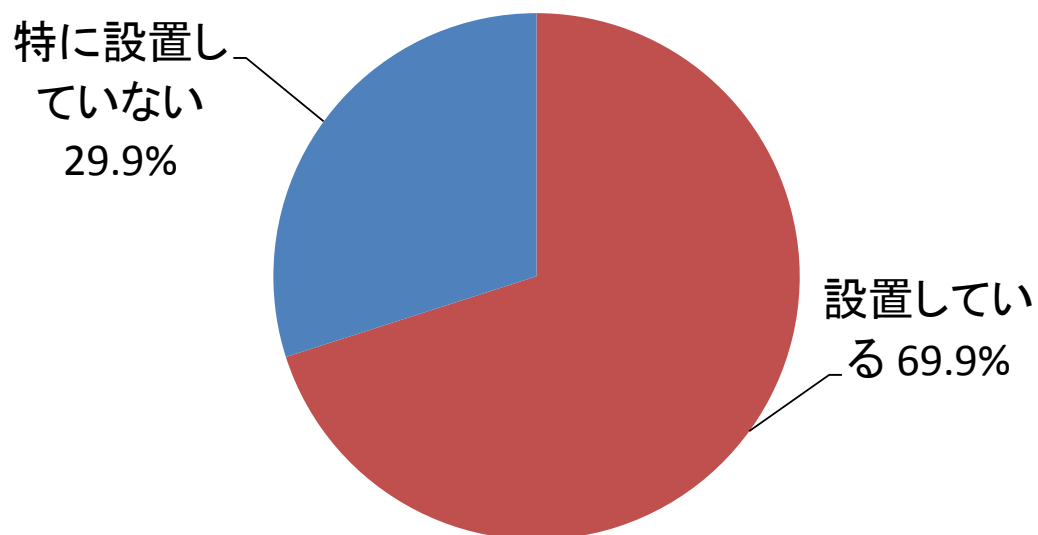


(出典) 日本私立学校振興・共済事業団「『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月」より作成。

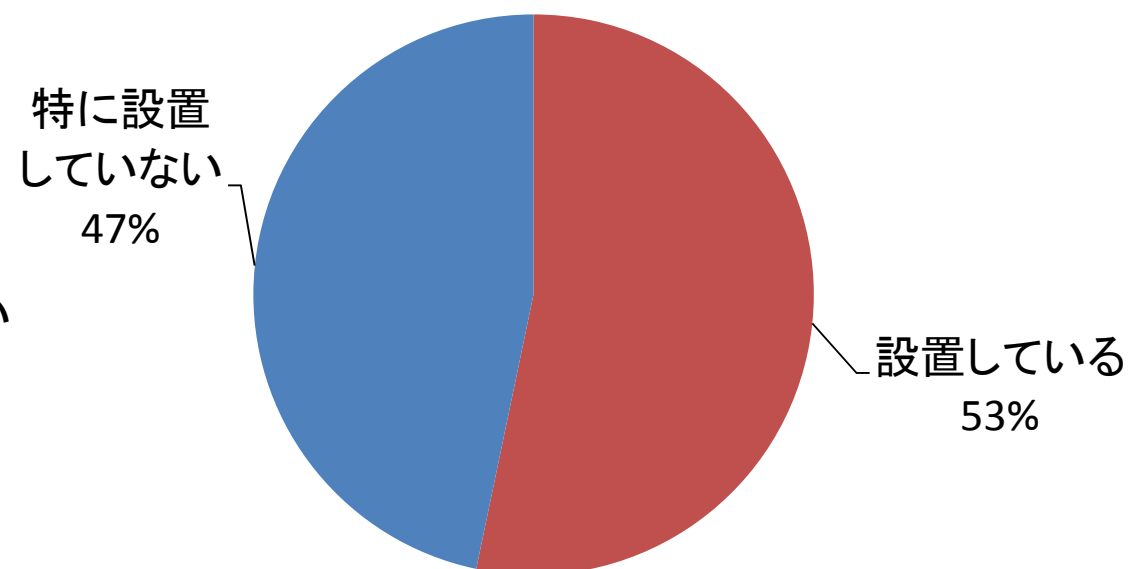
常任理事会等の設置

法人運営について日常的に協議等を行う常任理事会等を設置している学校法人は、大学法人で全体の約7割、短期大学法人で約5割強である。

大学法人



短期大学法人

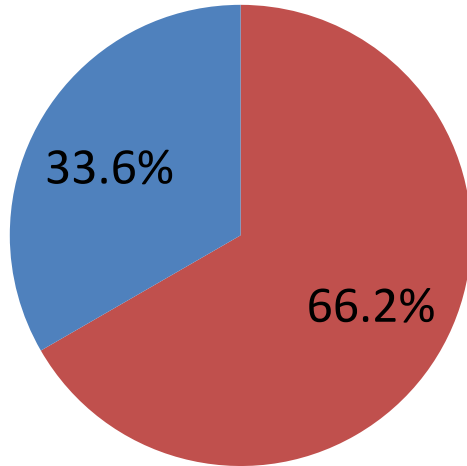


理事会のサポート体制

半数以上の法人が、理事会の審議事項を事前に検討する下部組織(委員会等)を設置している。

大学法人

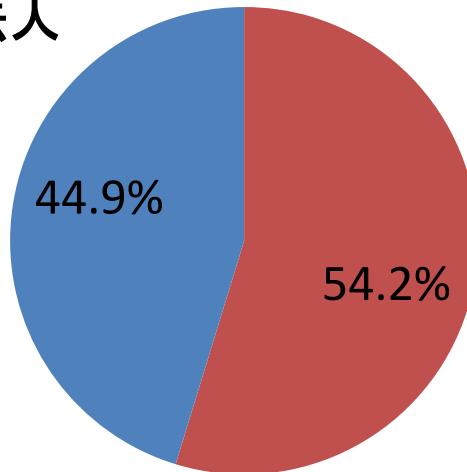
特に委員会等
を設置していない



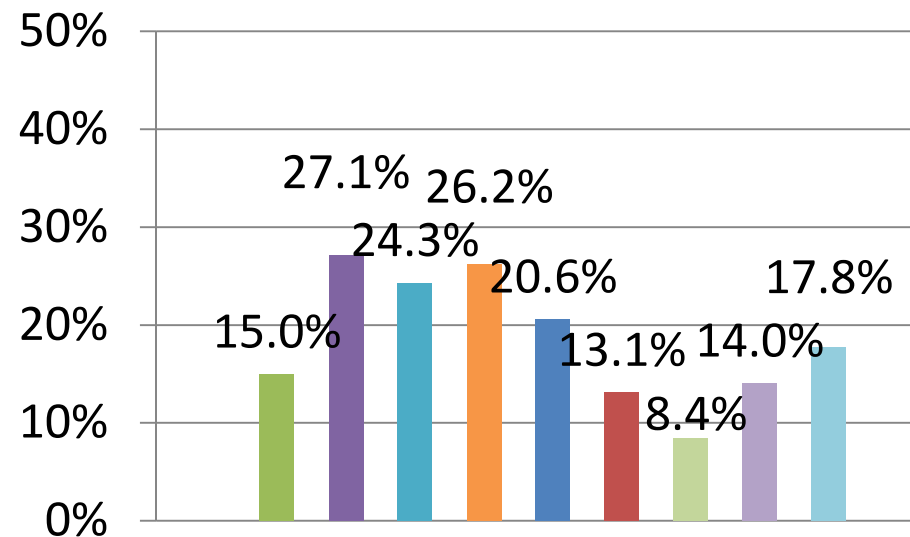
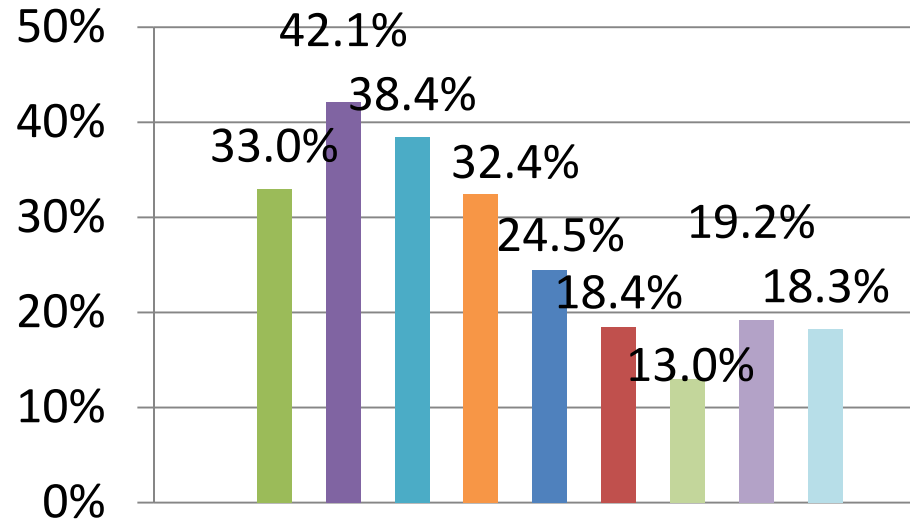
委員会等
を設置し
ている

短期大学法人

特に委員会等
を設置していない



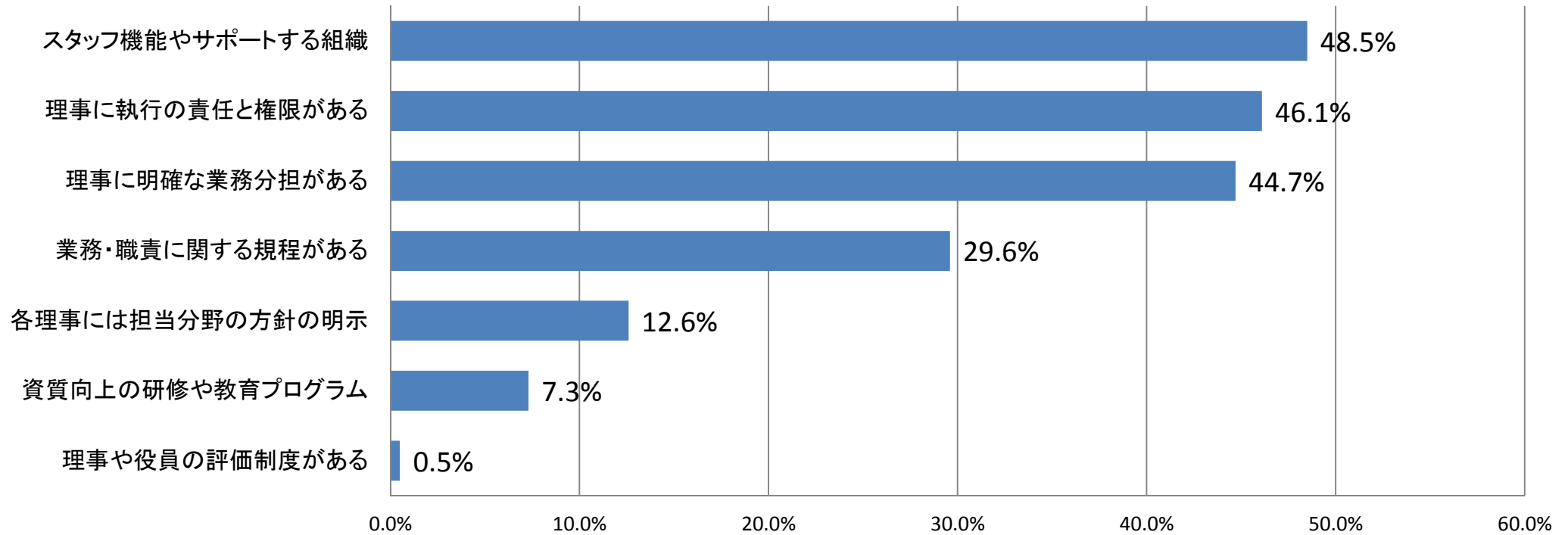
委員会等
を設置し
ている



- 財政・投資等にかかる委員会
- 将来構想・中長期計画等に係る委員会
- 学長等の選考に係る委員会
- 教学にかかる委員会
- 学生にかかる委員会
- コンプライアンスにかかる委員会
- ガバナンス改革に関する委員会
- リスク管理にかかる委員会
- その他

理事会機能を向上させるための工夫

スタッフ機能やサポート組織、理事への執行の責任と権限付与、理事の業務分担により理事会機能を向上させている大学が多い。

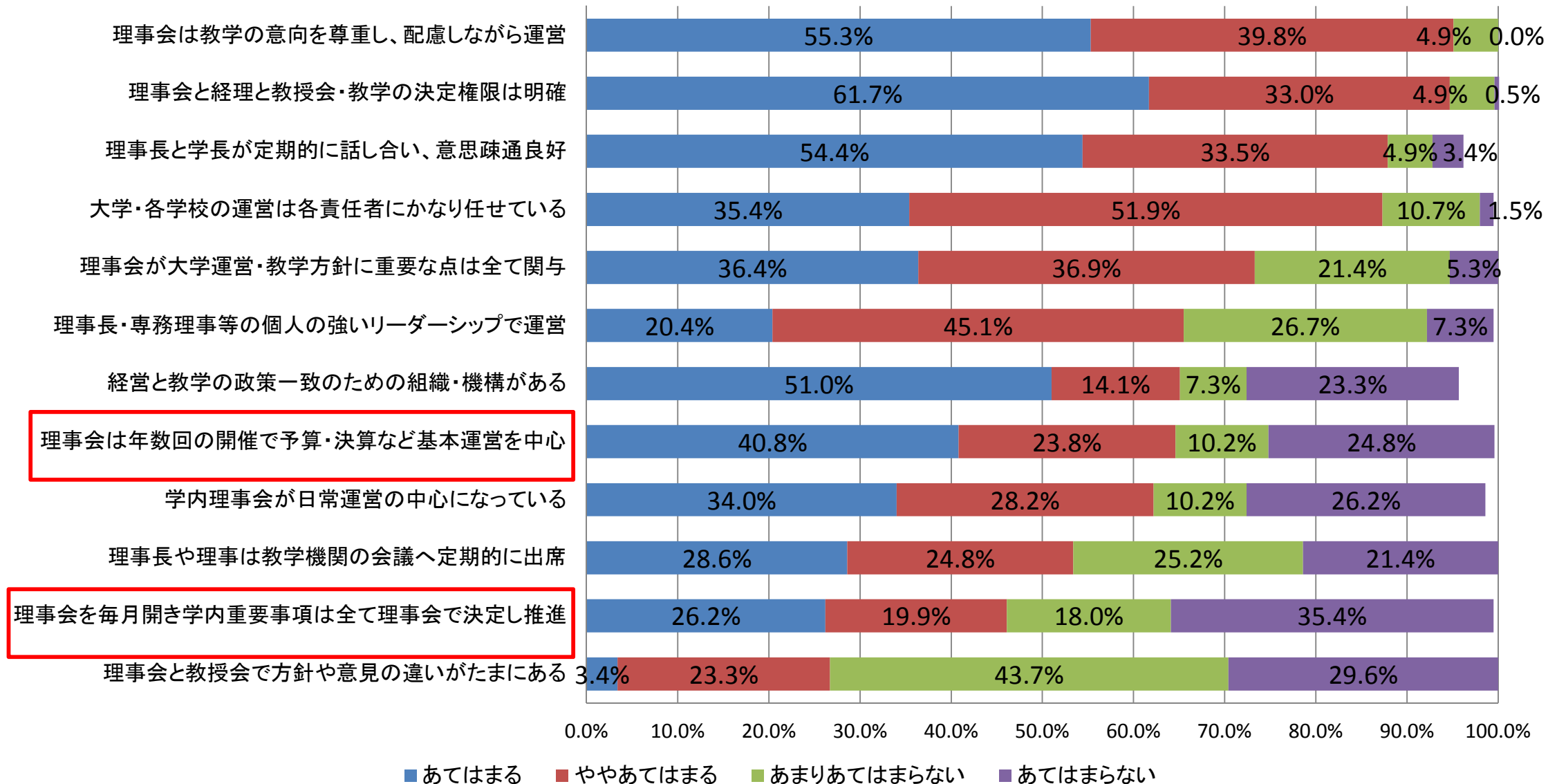


	スタッフ機能やサポートする組織	理事に執行の責任と権限がある	理事に明確な業務分担がある	業務・職責に関する規程がある	各理事には担当分野の方針の明示	資質向上の研修や教育プログラム	理事や役員の評価制度がある
～999人	35.2%	48.1%	42.6%	25.9%	9.3%	13.0%	-
1000～1999人	40.4%	32.7%	38.5%	28.8%	7.7%	3.8%	-
2000～2999人	60.5%	52.6%	50.0%	34.2%	13.2%	5.3%	-
3000～5999人	51.2%	48.8%	46.3%	31.7%	17.1%	7.3%	-
6000人以上	76.2%	57.1%	52.4%	28.6%	23.8%	4.8%	4.8%

(出典)私学高等教育研究所「私立大学の中長期経営システムに関する実態調査(速報)」平成24年3月より作成。
調査対象は日本私立大学協会に加盟している大学389校(有効回答数206校)

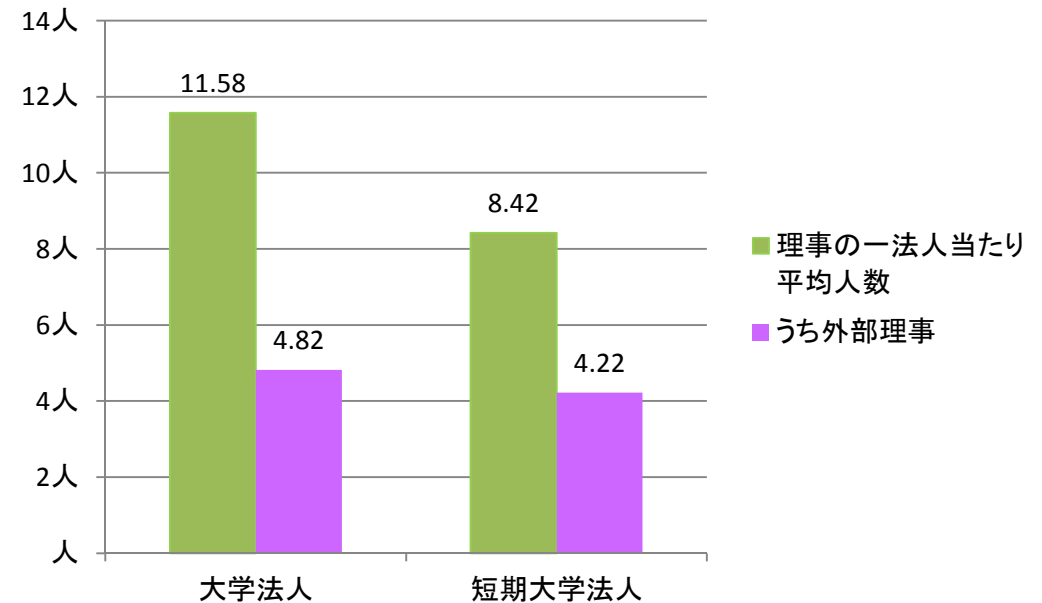
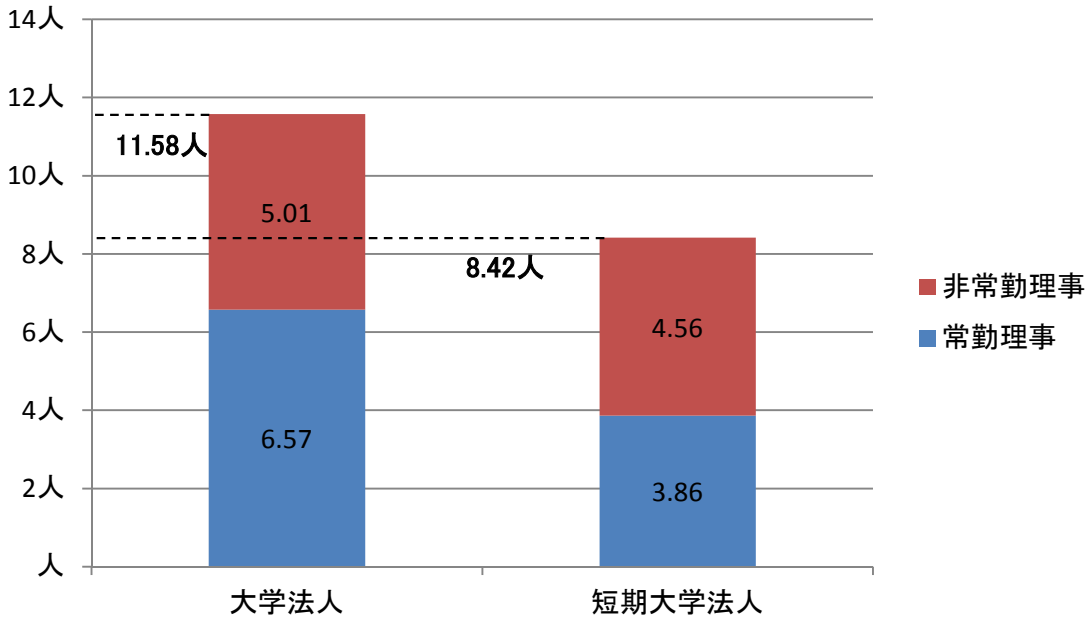
理事会運営

理事会運営の実態においては、「毎月開催し重要事項はすべて理事会で決める」大学よりも「年数回の開催で、予算・決算など基本運営が中心」である大学が上回る。



理事の人数

大学法人の理事は全国平均で常勤理事6.57人、非常勤理事5.01人の計11.58人であり、このうち私立学校法に定める外部理事は4.82人となっている。短期大学法人の理事は全国平均で常勤理事3.86人、非常勤理事4.56人の計8.42人であり、このうち私立学校法に定める外部理事は4.22人となっている。

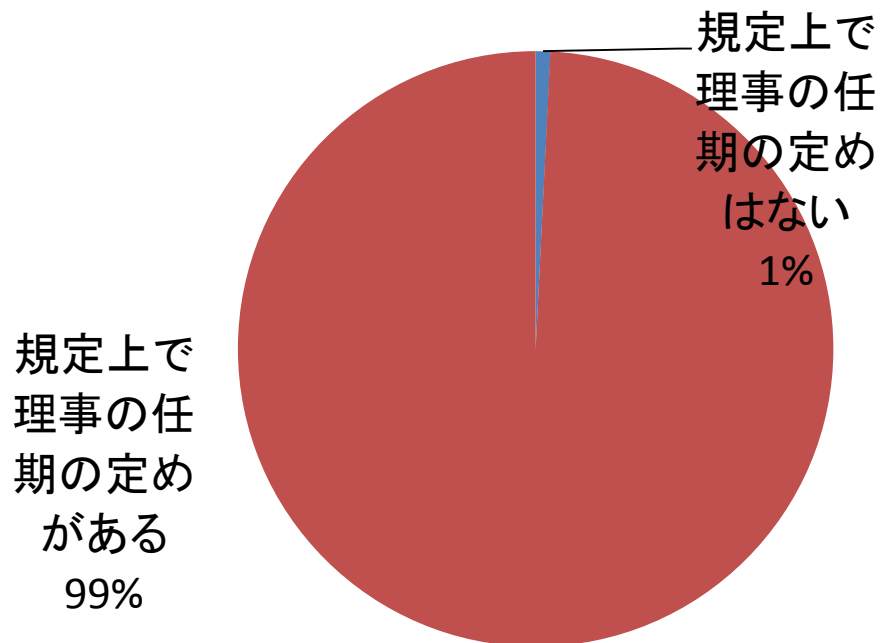


(出典) 日本私立学校振興・共済事業団「『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月」より作成。

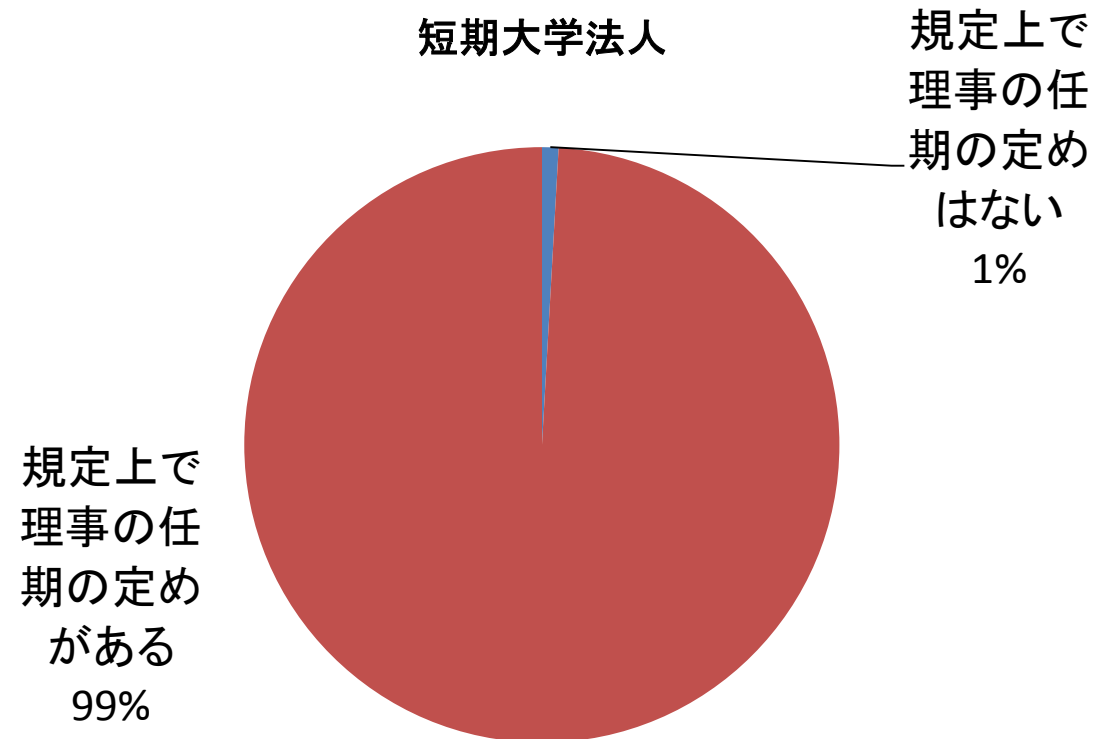
理事の任期の定めのある学校法人

ほとんどの学校法人で理事の任期の定めがある。

大学法人

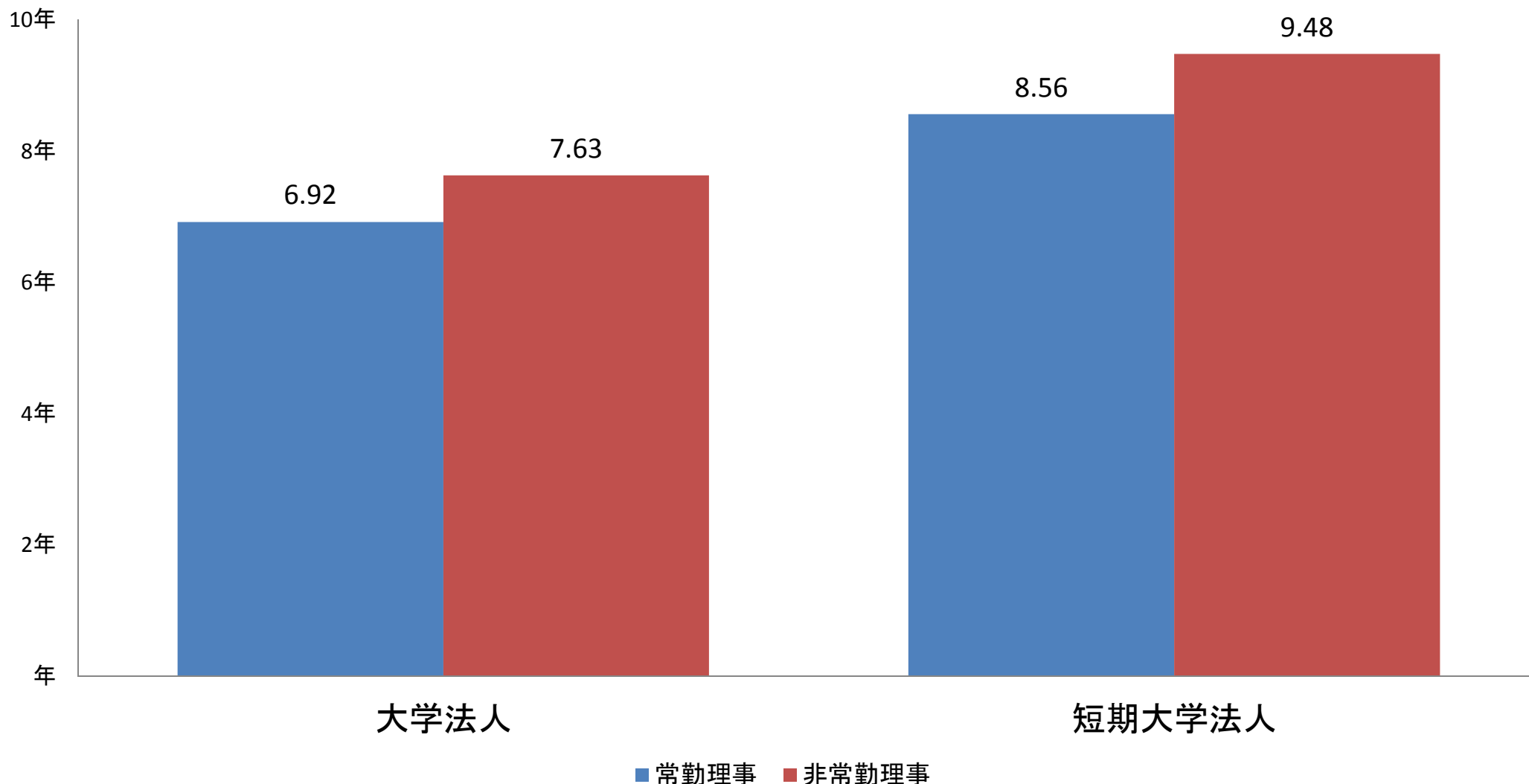


短期大学法人



理事の平均在任年数

○大学法人の理事の平均在任年数は、常勤理事で6.92年、非常勤理事で7.63年。
○短期大学法人の理事の平均在任年数は、常勤理事で8.56年、非常勤理事で9.48年と、大学法人の常勤・非常勤いずれの理事の平均在任年数よりも2年弱長い。

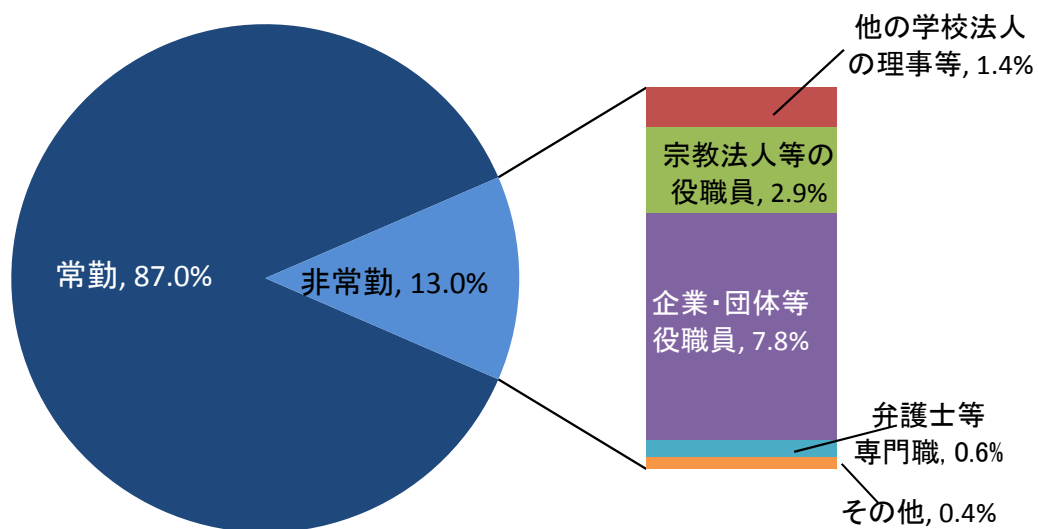


(出典)日本私立学校振興・共済事業団「『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月」より作成。

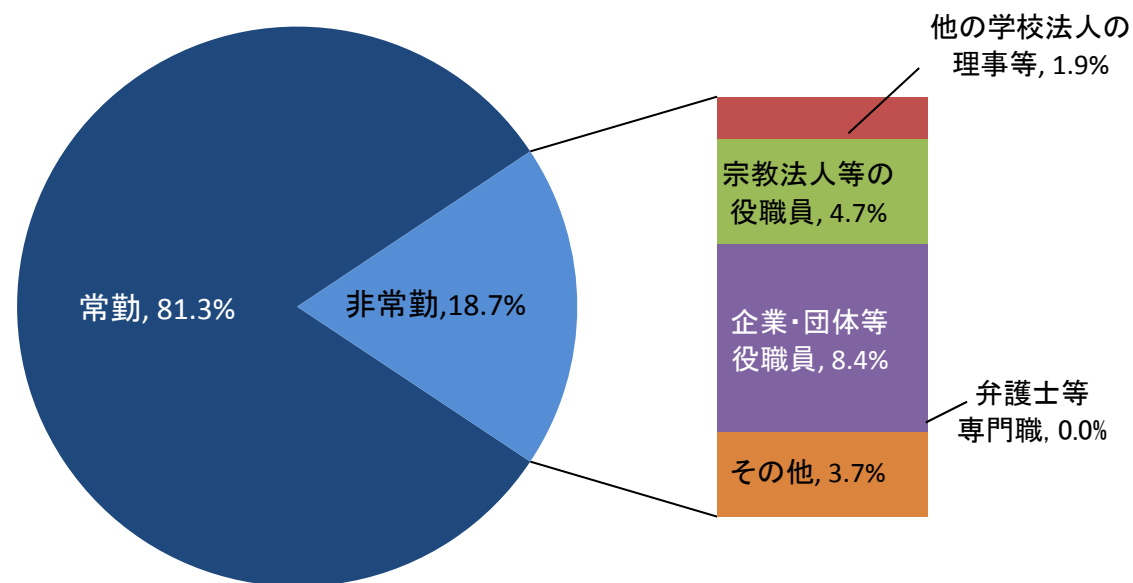
理事長の常勤・非常勤の状況

- 理事長は大学法人で87%、短期大学法人で81.3%が常勤。
- 非常勤の理事長は、企業・団体等役職員を本務とする者が多い。

大学法人



短期大学法人

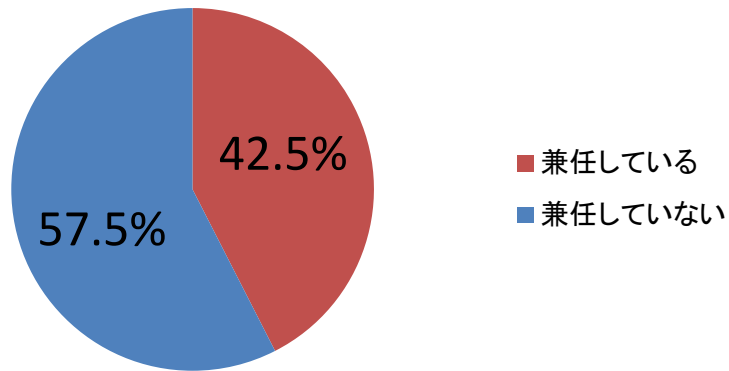


(出典) 日本私立学校振興・共済事業団「『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月」より作成。

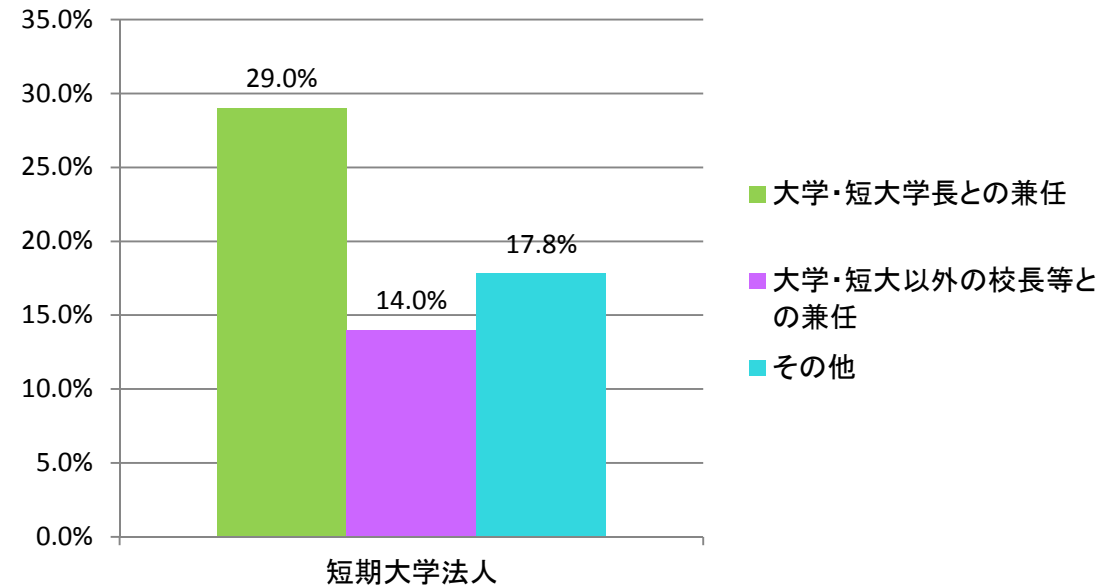
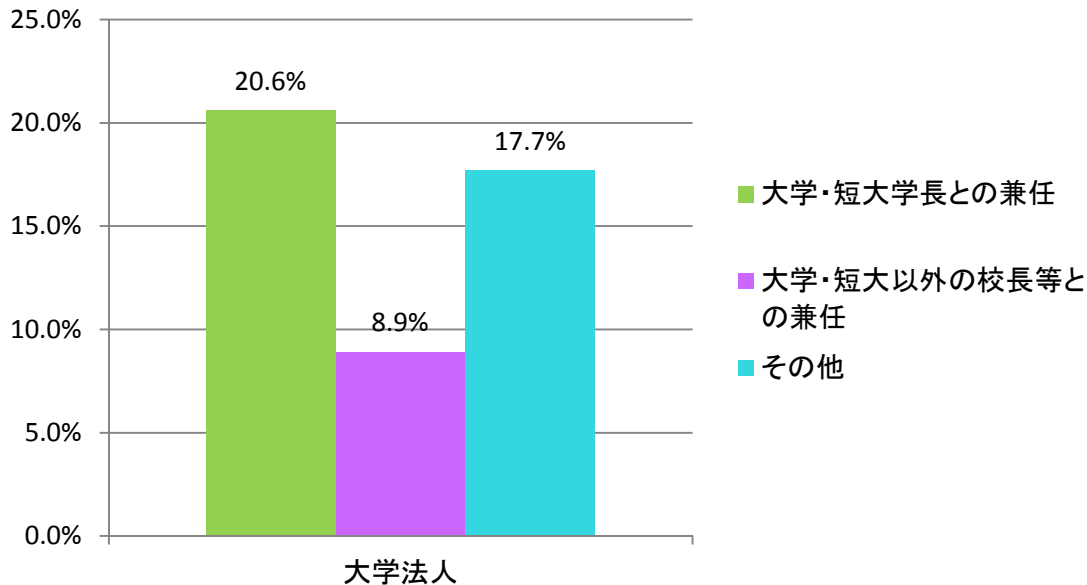
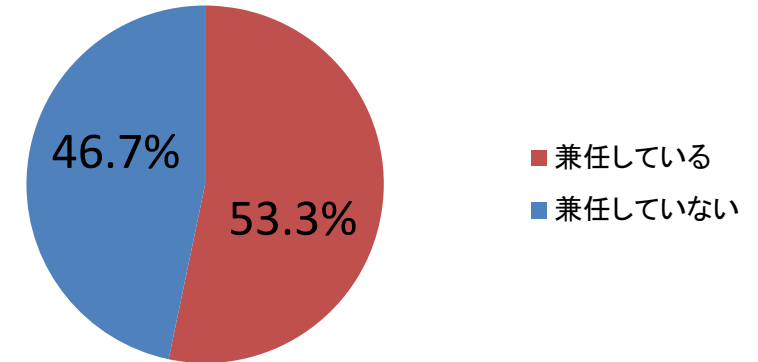
理事長の法人内の兼任状況

理事長のうち、大学法人の20.6%、短期大学法人の29.0%が大学又は短期大学の学長との兼任であり、大学法人の8.9%、短期大学法人の14.0%が大学や短期大学以外の校長等との兼任である。一方、大学法人の57.5%、短期大学法人の46.7%の理事長は兼任していない。

大学法人



短期大学法人



(出典) 日本私立学校振興・共済事業団「『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月」より作成。

理事長の経歴

大学法人・短期大学法人ともに、半数以上の理事長は、自法人の創設者あるいはその親族又は自法人の教職員から選出されている。

■ 自法人の創設者あるいはその親族

■ 自法人の教員

■ 自法人の職員

■ 自法人の設立主体(宗教法人、自治体等)から派遣、紹介された者

■ 地域社会(地元経済界等)から推薦された者

■ メインバンク等の取引先企業から紹介された/招へいした者

■ 官公庁出身者

■ 自法人と関連のない他の学校法人出身者

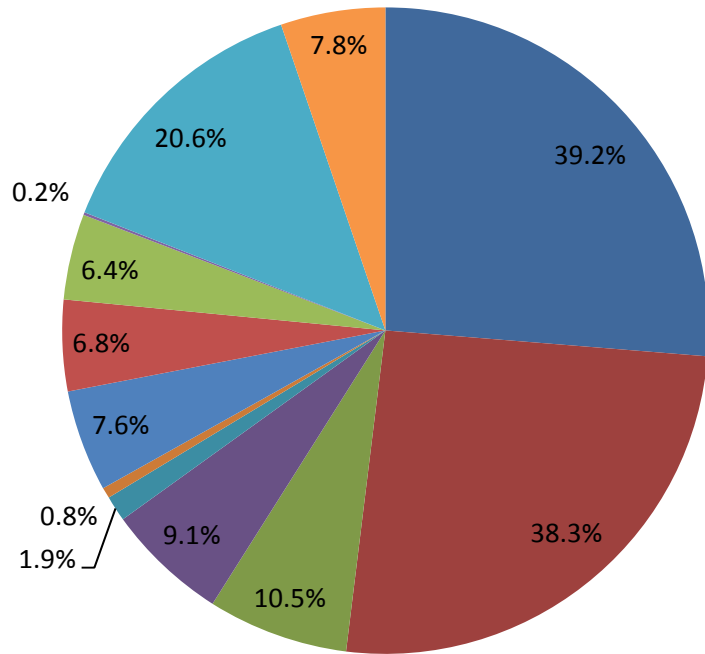
■ 国公立大学の教員経験者

■ 国公立大学の職員経験者

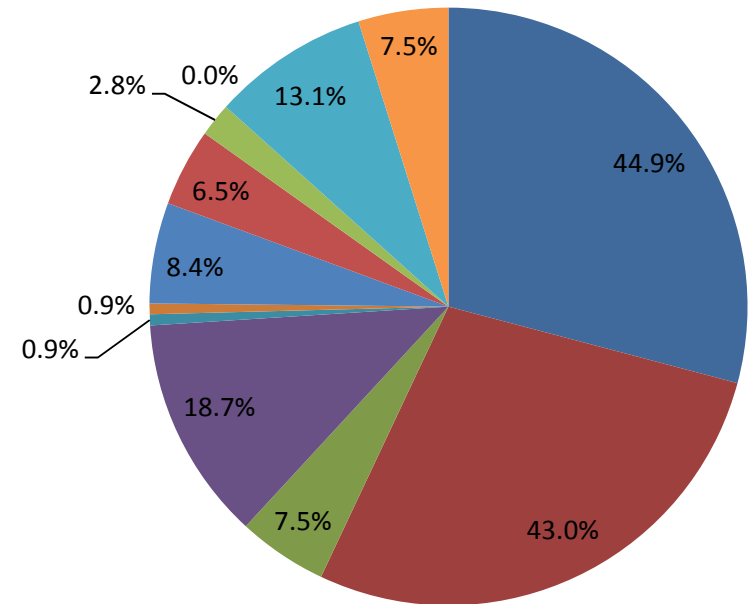
■ 外部の有識者として招へいした者

■ その他

大学法人



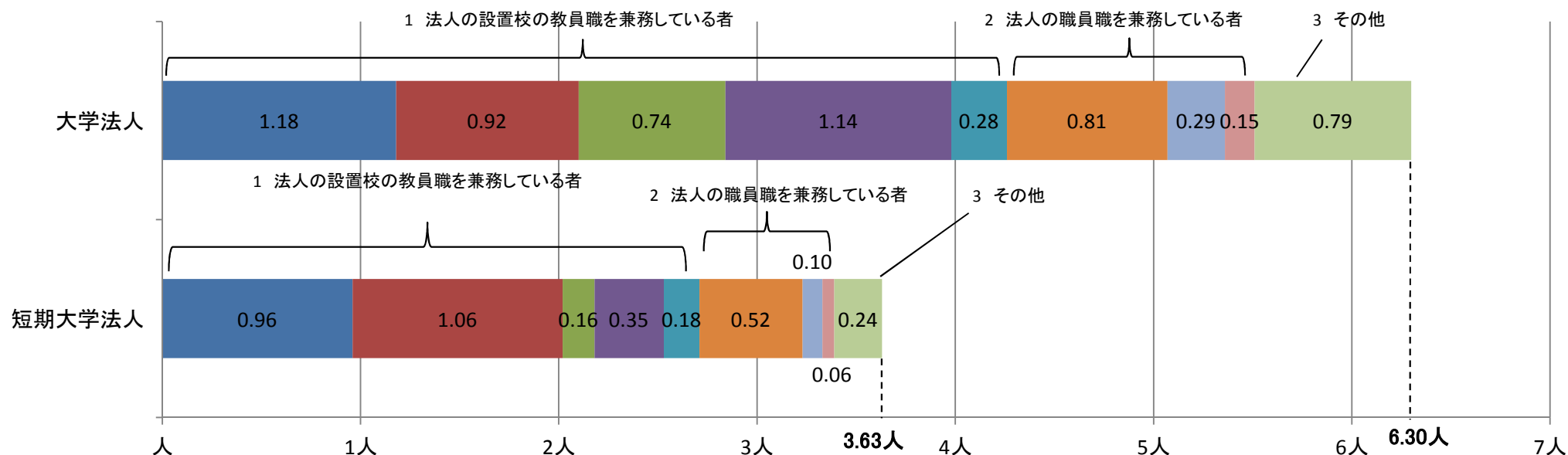
短期大学法人



常勤理事の経歴

○大学法人の常勤理事の兼務内容は、大学・短期大学の学長1.18人、大学・短期大学の教員1.14人、大学・短期大学以外の設置校の長0.92人の順で分布している。

○短期大学法人の常勤理事の兼務内容は、短期大学以外の設置校の長1.06人、短期大学の学長0.96人、事務局長相当職0.52人の順で分布している。

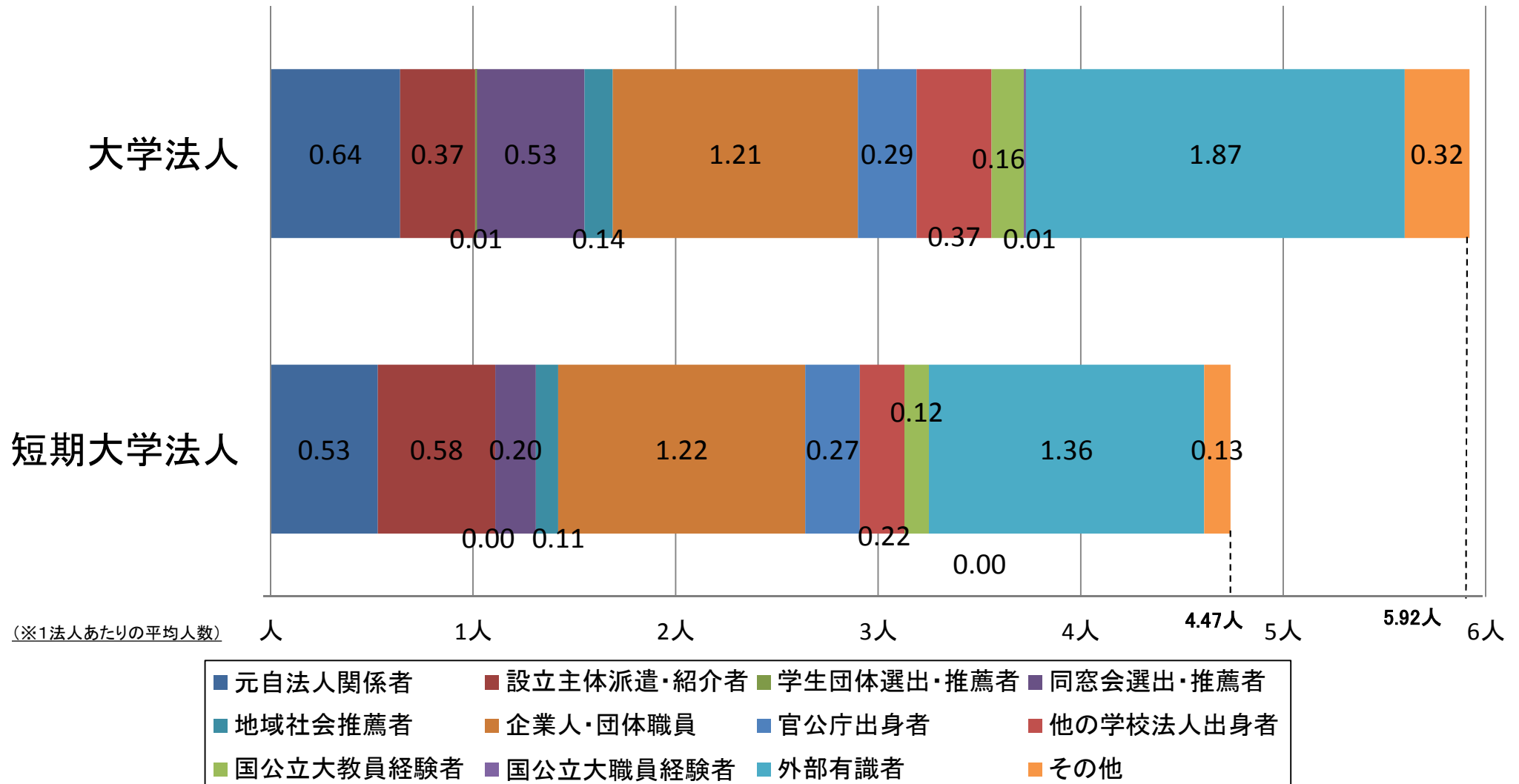


(※1法人あたりの平均人数)

1 法人の設置校の教員職を兼務している者	■ 1-a	学長
	■ 1-b	大学・短期大学以外の設置校の長(校長、園長等)
	■ 1-c	学部長(短期大学においては学科長)
	■ 1-d	a,c以外の大学・短期大学の教員
	■ 1-e	その他の教員
2 法人の職員職を兼務している者	■ 2-a	事務局長相当職
	■ 2-b	部長相当職
	■ 2-c	その他の職員
	■ 3	その他

外部理事の経歴

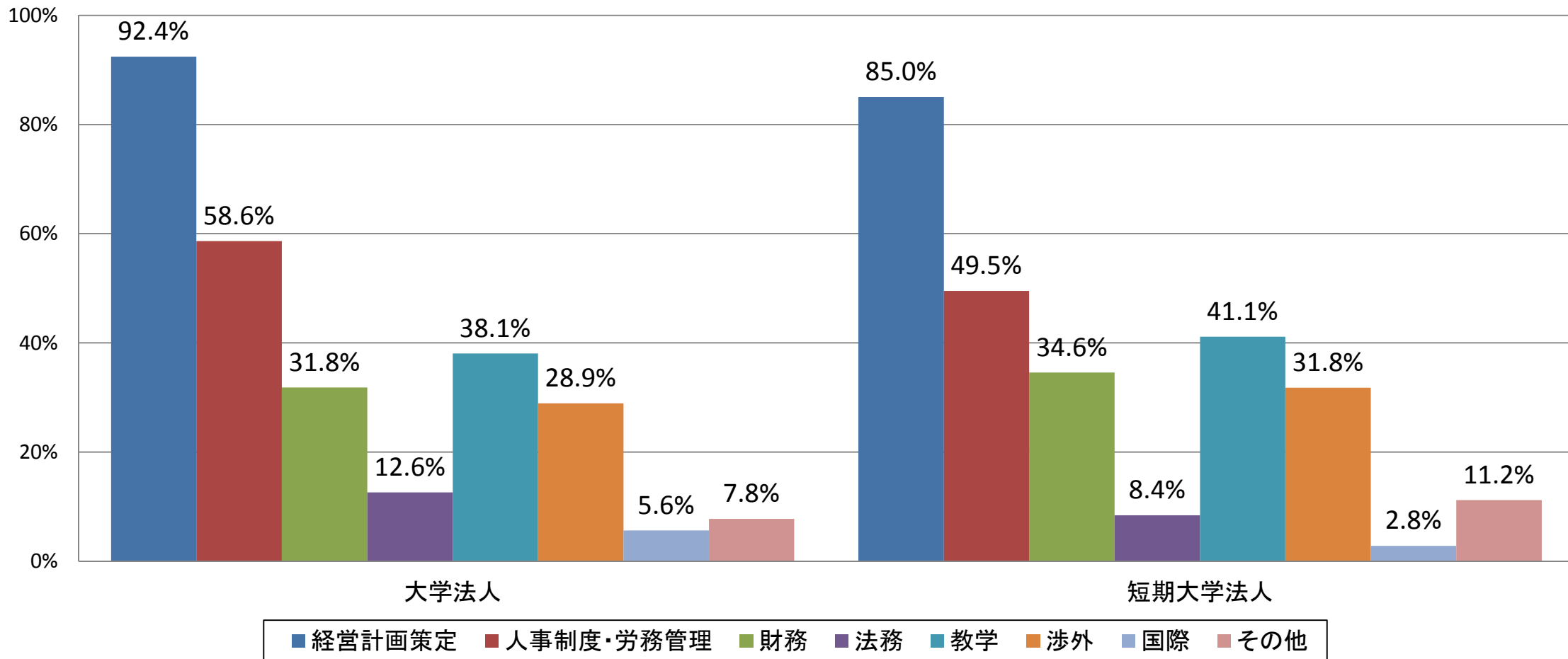
大学法人では外部有識者1.87人、企業人・団体職員1.21人、元自法人関係者0.64人の順で分布。短期大学法人では外部有識者1.36人、企業人・団体職員1.22人、設立主体派遣・紹介者0.58人の順で分布。



(出典) 日本私立学校振興・共済事業団「『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月」より作成。

現在の外部理事の役割

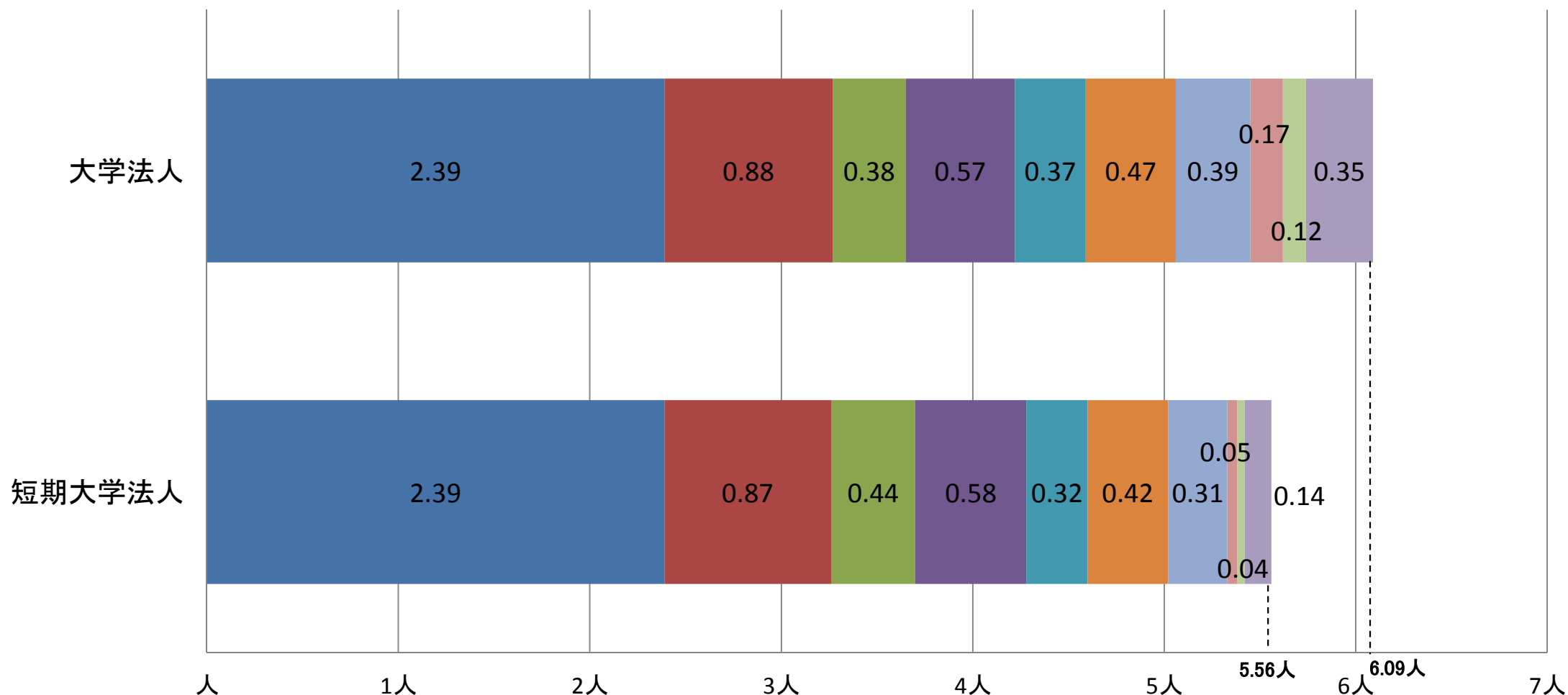
大学法人・短期大学法人ともに経営計画策定が最も多く、次いで人事制度・労務管理、教学と続いている。



(出典) 日本私立学校振興・共済事業団「『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月」より作成。

外部理事の担当職務

大学法人・短期大学法人ともに、組織運営体制へのチェック機能担当、経営計画策定担当、財務担当の順に多い。



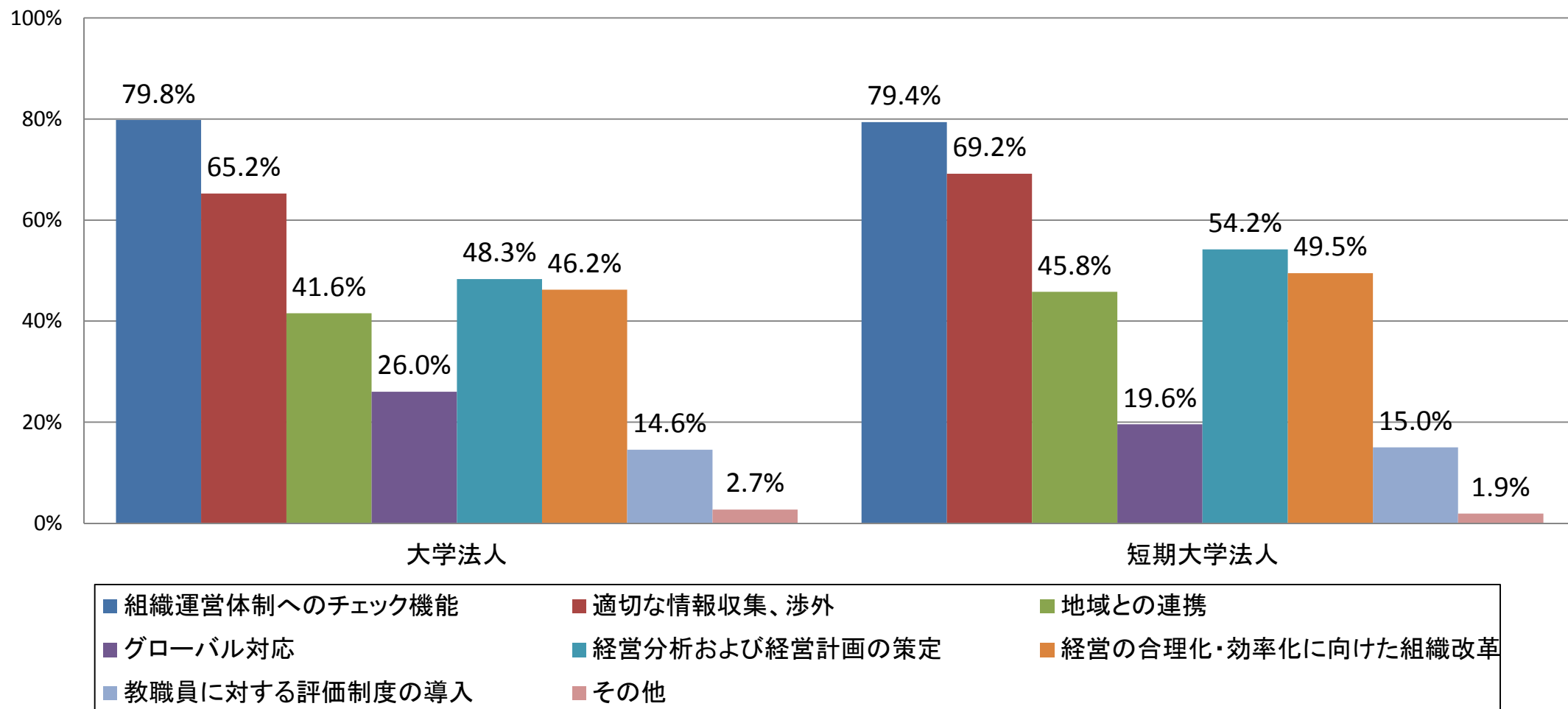
(※1法人あたりの平均人数)

■ 組織運営体制へのチェック機能 ■ 経営計画策定 ■ 人事制度・労務管理 ■ 財務 ■ 法務 ■ 教学 ■ 渉外 ■ 国際 ■ I R等 ■ その他

(出典) 日本私立学校振興・共済事業団「『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月」より作成。

外部理事に今後期待する役割

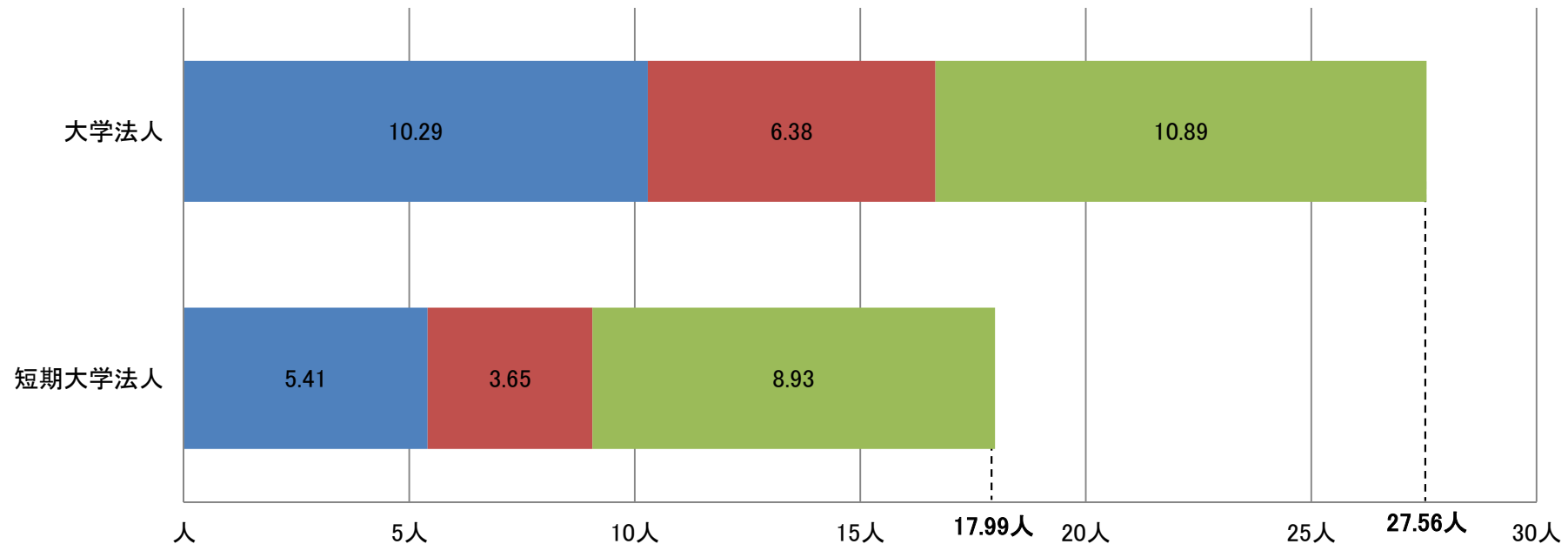
大学法人・短期大学法人ともに組織運営体制へのチェック機能が最も多い。次いで、適切な情報収集・渉外、経営分析・経営計画策定が続く。



(出典) 日本私立学校振興・共済事業団『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月より作成。

評議員の人数

- 大学法人と比べ、短期大学法人の評議員平均人数は10人弱少ない。
- 教職員から選出される1号評議員及び卒業生から選出される2号評議員については、短期大学法人の平均人数は、大学法人の約半数。
- 1号評議員及び2号評議員のほか、寄附行為の定めるところにより選出される3号評議員の平均人数の差は小さい。



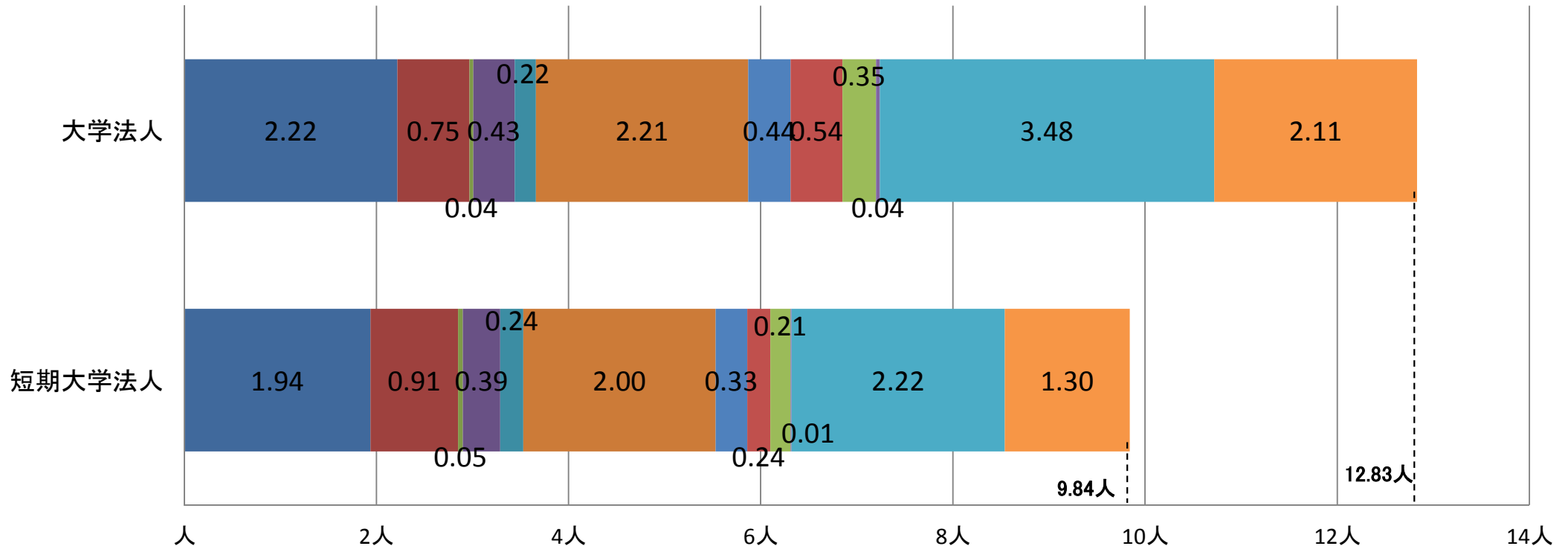
(※1法人あたりの平均人数)

■ 1号評議員 (教職員) ■ 2号評議員 (卒業生) ■ 3号評議員 (1号評議員及び2号評議員のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者)

(出典) 日本私立学校振興・共済事業団『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月より作成。

3号評議員の経歴

大学法人・短期大学法人とも「外部の有識者として招へいした者」が最も多く、次いで「企業人・団体職員」、「過去における自法人の関係者」と続く。



(※1法人あたりの平均人数)

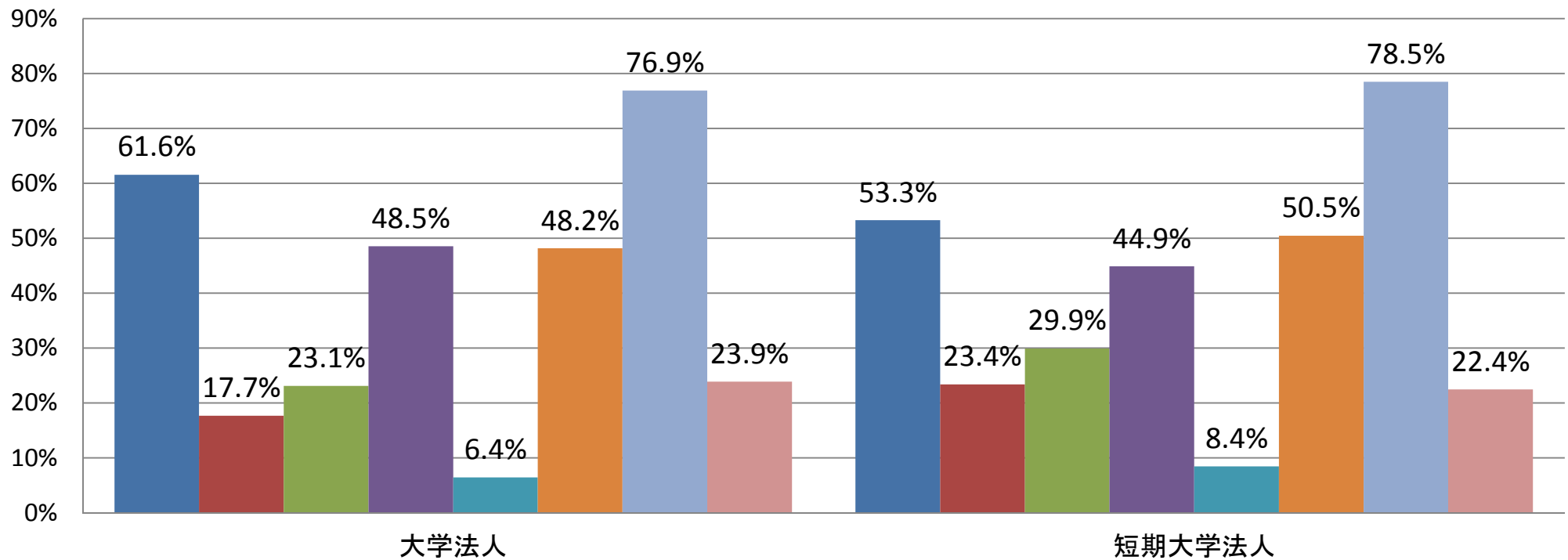
- 過去における自法人の関係者(教職員等)
 - 自法人の設立主体(宗教法人、自治体等)から派遣・紹介された者
 - 学生団体により選出・推薦された者
 - 同窓会により選出・推薦された者
 - 地域社会(地元経済界等)から推薦された者
 - 企業人・団体職員
 - 官公庁出身者
 - 自法人と関係のない他の学校法人出身者
 - 国公立大学の教員経験者
 - 国公立大学の職員経験者
 - 外部の有識者として招へいした者
 - その他
- (複数回答可)

(出典)日本私立学校振興・共済事業団『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月より作成。

評議員会への諮問事項(※私立学校法第42条第1項第7号)

学校法人が評議員会への諮問事項としている内容のうち、私立学校法第42条第1項第7号を以て定めるものについては、大学法人・短期大学法人ともに、「寄附金の募集について」が最多。

※ 第四十二条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならない。
一～六 (略)
七 その他学校法人の業務に関する重要事項で寄附行為をもつて定めるもの



- 学部等の設置
- 理事長にかかる人事
- 学長にかかる人事
- 理事その他役員にかかる人事
- 各部門にかかる幹部人事
- 法人運営に関する重要な規定(組織・人事・財務等)の改廃
- 寄附金の募集
- その他

(出典) 日本私立学校振興・共済事業団『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月より作成。

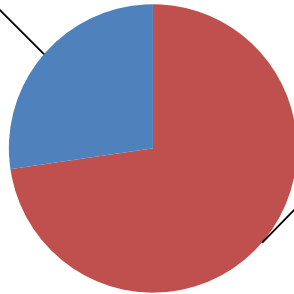
寄附行為に評議員会の議決を要するものと位置付けている諮問事項(※私立学校法第42条第2項)

※ 第四十二条 (略)

2 前項各号に掲げる事項は、寄附行為をもつて評議員会の議決を要するものとすることができる。

大学法人

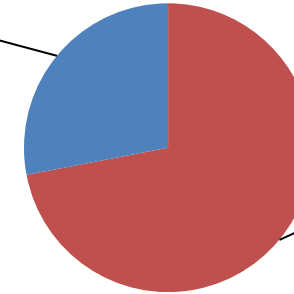
位置付けているものはない
27.2%



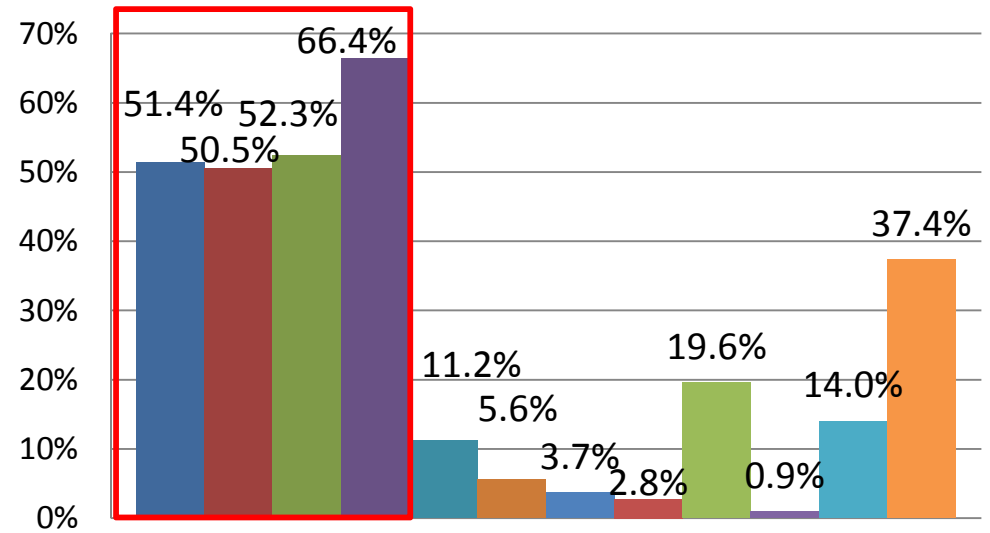
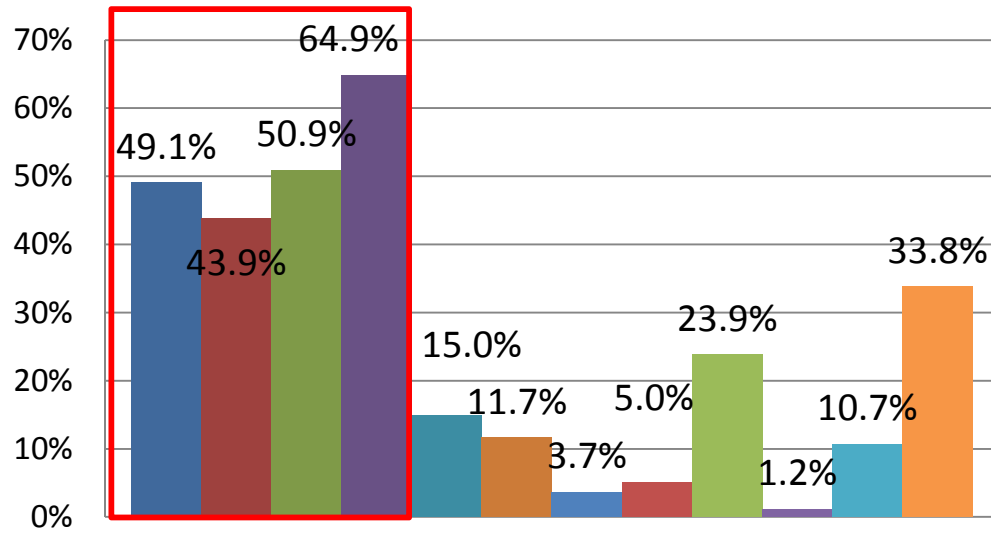
位置付けているものがある
72.4%

短期大学法人

位置付けているものはない
28.0%



位置付けているものがある
72.0%



■ 予算・借入・財務処分

■ 寄付行為の変更

■ 収益事業に関する事項

■ 理事長にかかる人事

■ 理事その他役員にかかる人事

■ 法人運営に関する重要な規定(組織・人事・財務等)の改廃

■ 事業計画

■ 法人の合併・解散

■ 学部長等に関する事項

■ 学長にかかる人事

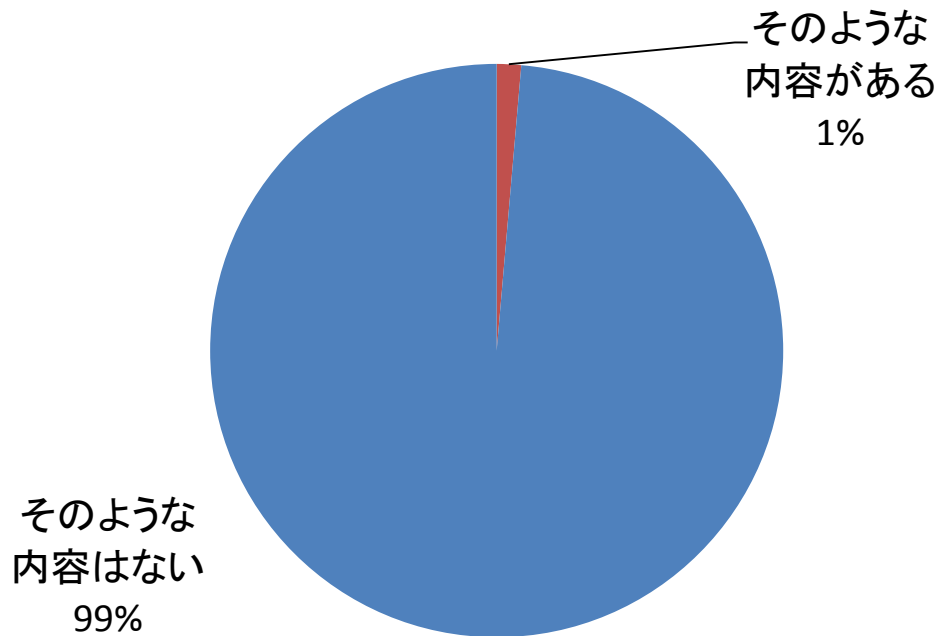
■ 各部門にかかる幹部人事

■ 寄附金の募集

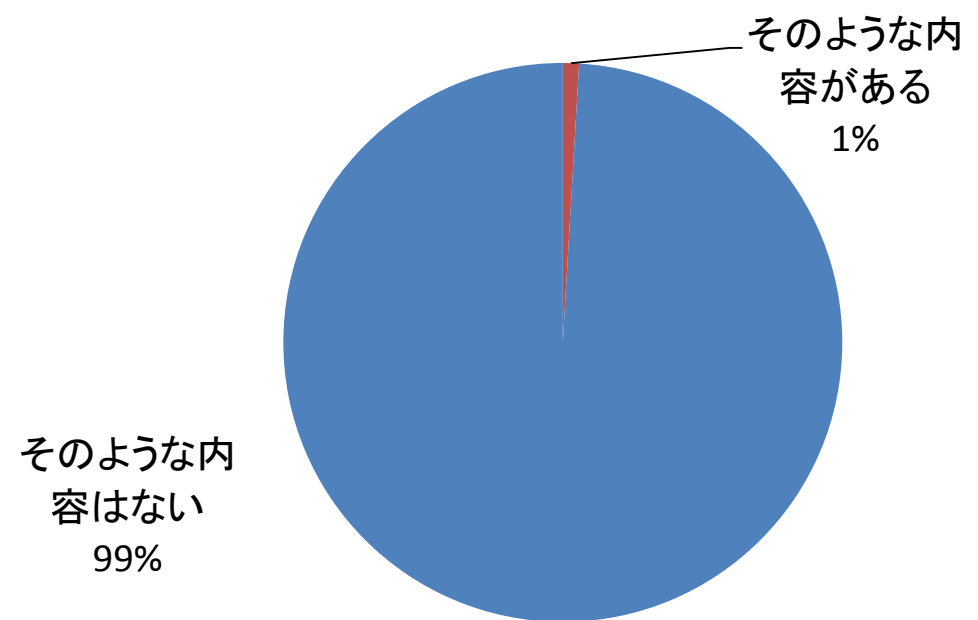
評議員会により否定された内容

過去3年間(平成22~24年度)の中で、理事会の諮問に対して、評議員会が否定の意見を示した内容があると回答した学校法人は、ほとんど存在しない。

大学法人



短期大学法人



(出典) 日本私立学校振興・共済事業団『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告 大学・短期大学法人編 平成27年3月より作成。

情報公開の状況等について

私学法上の情報公開制度の概要

○ 私立学校法

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第四十七条 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 学校法人は、前項の書類及び第三十七条第三項第三号の監査報告書(第六十六条第四号において「財産目録等」という。)を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

○ 私立学校法の一部を改正する法律等の施行に伴う財務情報の公開等について(抜粋)

平成16年7月23日

文部科学大臣所轄各学校法人理事長、各都道府県知事あて

文部科学省高等教育局私学部長通知

1. 財務情報の公開について

(1) 閲覧に供することが義務付けられる書類の様式参考例等について

ア 今回の法改正により、閲覧に供することが義務付けられる書類は、次のとおりであること。

①財産目録、②貸借対照表、③収支計算書、④事業報告書、⑤監事による監査報告書

イ 収支計算書は、基本的に資金収支計算書及び消費収支計算書がこれに該当するものであること。なお、複数の学校を設置している場合等、必要に応じ、学校ごとの内訳を示すなど積極的な取組が望まれること。

ウ 財産目録、貸借対照表、収支計算書については、別添1～3のとおり様式参考例を定めたので、各学校法人におかれては、これらを参考とされたいこと。なお、学校法人会計基準(昭和46年4月1日文部省令第18号)に従い貸借対照表及び収支計算書を作成している学校法人にあっては、これらを閲覧に供すれば足りること。

(2) 閲覧の対象者等について

ア 法第47条の規定による閲覧の対象者は、「当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人」であること。ここにいう「利害関係人」とは、在学者のほか、学校法人との間で法律上の権利義務関係を有する者を指すものであり、具体的には、例えば、

① 当該学校法人の設置する私立学校に在学する学生生徒やその保護者

② 当該学校法人与雇用契約にある者

③ 当該学校法人に対する債権者、抵当権者

等がこれに該当すること。

したがって、例えば、当該学校法人の設置する私立学校の近隣に居住する者ということのみでは、利害関係人には該当しないこと。

また、当該学校法人の設置する私立学校に入学を希望する者については、当該学校法人において、入学する意思が明確に確認できると判断した場合等には、利害関係人に該当すると考えられること。

なお、これら法律による閲覧請求権が認められる者以外の者に対しても、各学校法人の判断により、積極的な情報公開の観点から、柔軟に対応することが望ましいこと。

(3) 小規模法人への配慮等について

各学校法人におかれては、法律に規定する内容に加え、設置する学校や法人の規模等それぞれの実情に応じ、より積極的な情報提供に自主的に取り組むことが期待されること。

また、学校法人の規模や実情等が様々であることにかんがみ、各都道府県において所轄の学校法人に対して指導を行うに際しては、小規模法人に過度の負担とならないよう配慮されたいこと。

【参考】資金収支計算書の場合（抜粋）

【16年通知に示す様式参考例】

収入の部
科 目
学生生徒等納付金収入 ・ ・ ・
手数料収入 ・ ・ ・
寄付金収入 ・ ・ ・
補助金収入 ・ ・ ・
資産運用収入 ・ ・ ・
資産売却収入 ・ ・ ・
事業収入 ・ ・ ・
収入の部合計
支出の部
科 目
人件費支出 ・ ・ ・
教育研究経費支出 ・ ・ ・
管理経費支出 ・ ・ ・
借入金等利息支出 ・ ・ ・
借入金等返済支出 ・ ・ ・
施設関係支出 ・ ・ ・
設備関係支出 ・ ・ ・
支出の部合計

【学校法人会計基準に基づく記載科目】

収入の部	
科 目	
大 科 目	小 科 目
学生生徒等納付金収入	授業料収入 入学金収入 実験実収料収入 施設設備資金収入
手数料収入	入学検定料収入 試験料収入 証明手数料収入
寄付金収入	特別寄付金収入 一般寄付金収入
収入の部合計	
支出の部	
科 目	
大 科 目	小 科 目
人件費支出	教員人件費支出 職員人件費支出 役員報酬支出 退職金支出
教育研究経費支出	消耗品費支出 光熱水費支出 旅費交通費支出 奨学費支出
管理経費支出	消耗品費支出 光熱水費支出 旅費交通費支出
支出の部合計	

【調査の概要】

1 調査の目的

本調査は、文部科学大臣が所轄する学校法人について財務情報等の公開状況を把握することを目的とする。

(注)本調査において以下のように規定する。

- ①「財務情報等」とは、平成26年度終了後二月以内に作成した財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書(それぞれの概要を含む)及び監査報告書をいう。
- ②「一般公開」とは、「利害関係人への閲覧」以外で、広く一般(受験生等を含む。)に対し、学校法人等のホームページへの掲載、広報誌等の刊行物(パンフレット類を含む。)への掲載等の方法により、財務情報等を公開することをいう。

2 調査の範囲

(1)調査の状況

- ・大学を設置している学校法人(放送大学学園, 沖縄科学技術大学院大学学園を除く)(以下「大学法人」)
…556法人
- ・大学法人以外で短期大学又は高等専門学校を設置している学校法人(以下「短大法人等」) …110法人
- ・合計…666法人

(2)回答の状況

- ・回答した学校法人…666法人(100%)

3 調査の時点

平成27年10月1日現在

財務情報の一般公開の状況について（1-1）

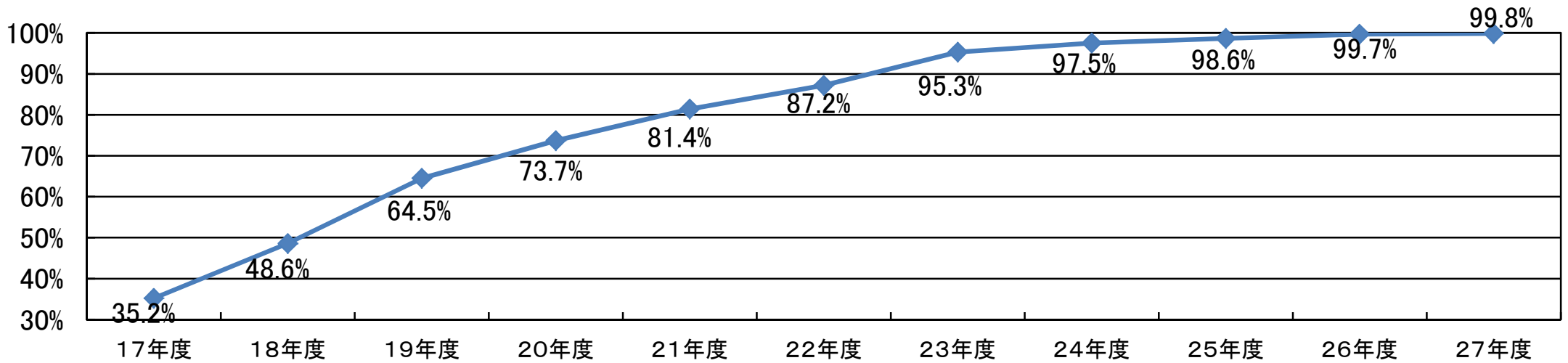
（1）一般公開の状況・方法【複数回答】

区 分		大学法人	短大法人等	合 計
全 法 人 数	平成27年度	556 (100.0%)	110 (100.0%)	666 (100.0%)
	(平成26年度)	(554) (100.0%)	(112) (100.0%)	(666) (100.0%)
一般公開を行っている法人		平成27年度 556 (100.0%)	110 (100.0%)	666 (100.0%)
		(平成26年度) (553) (99.8%)	(112) (100.0%)	(665) (99.8%)
公 開 方 法	学校法人のホームページに掲載	555 (99.8%)	110 (100.0%)	665 (99.8%)
	広報誌等の刊行物に掲載	300 (54.0%)	33 (30.0%)	333 (50.0%)
	学内掲示板等に掲示	66 (11.9%)	21 (19.1%)	87 (13.1%)

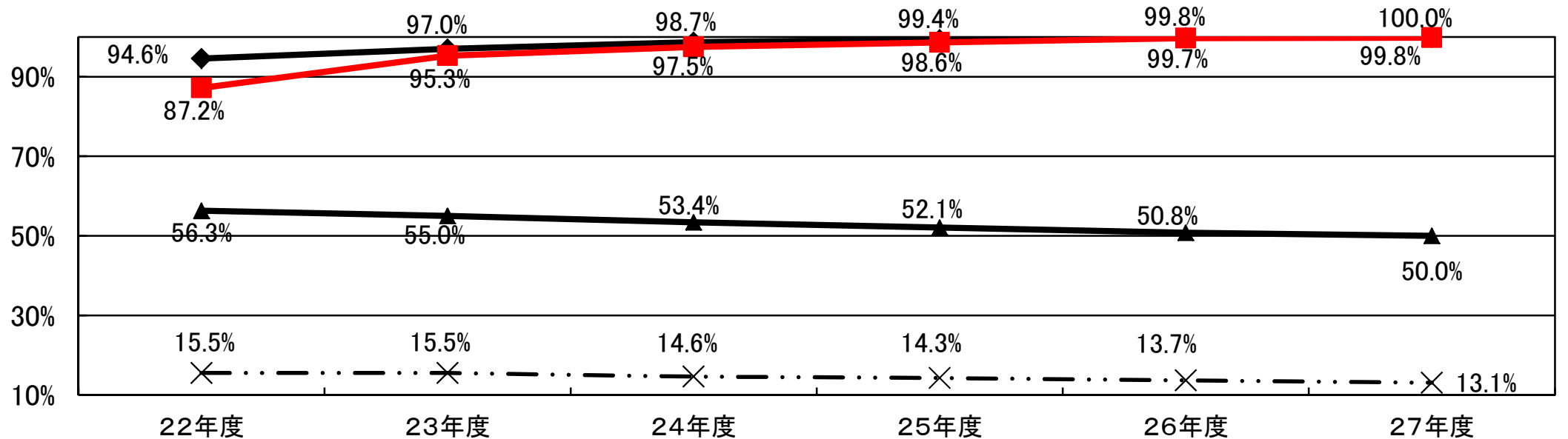
注：単位は法人数。（ ）内の数値は，全法人に対する割合。

財務情報の一般公開の状況について（1-2）

ホームページ掲載状況の推移（全法人に対する割合）



財務情報等の一般公開の方法別実施状況の推移（全法人に対する割合）



◆ 財務情報等の一般公開を行っている法人
▲ 広報誌等の刊行物に掲載

■ 学校法人のホームページに掲載
× 学内掲示板等に掲示

財務情報の一般公開の状況について（2-1）

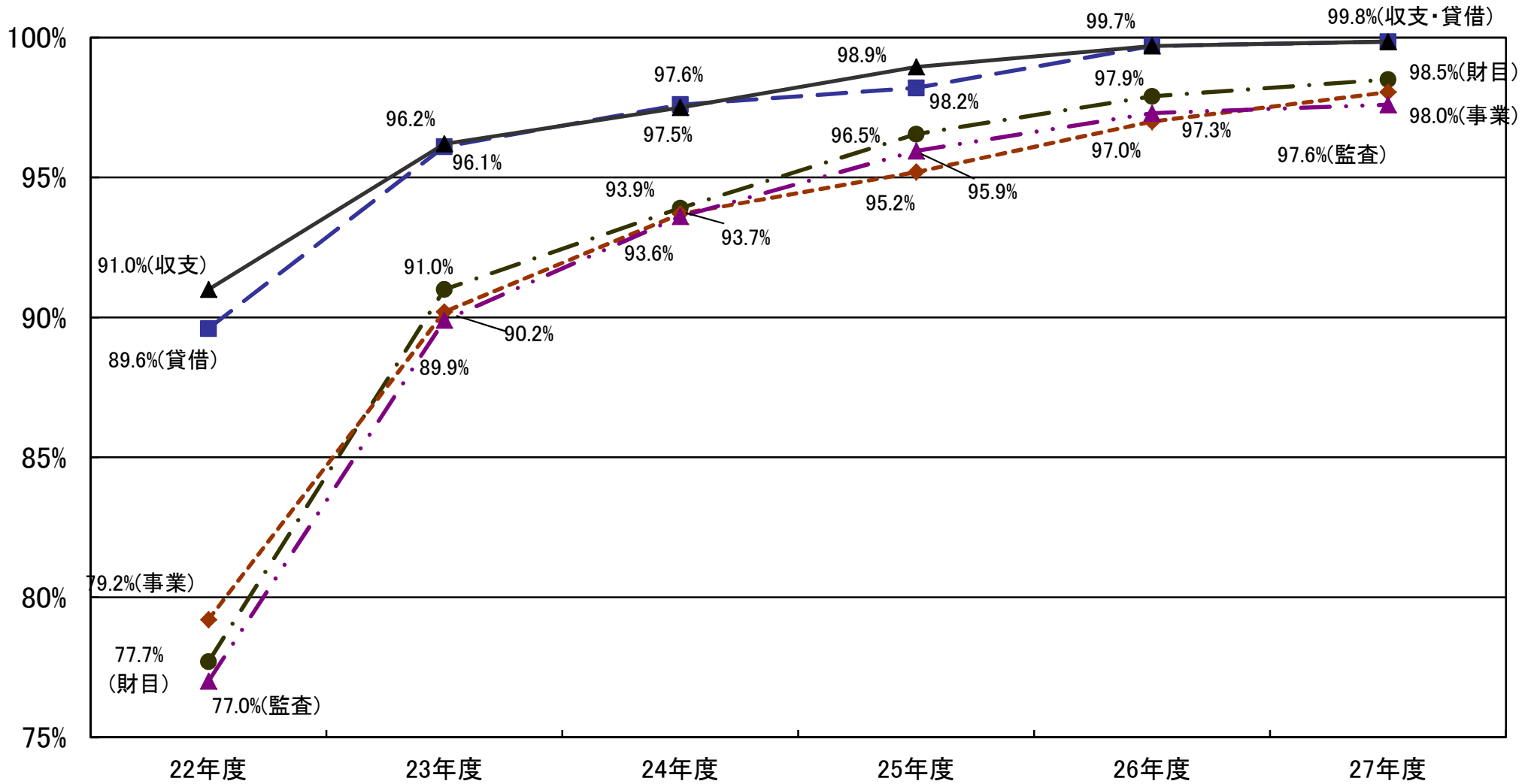
（2）一般公開の内容（ホームページ・広報誌等の刊行物について）【複数回答】

区分	大学法人	短大法人等	合計
全法人数	556	110	666
財産目録又はその概要	547 (98.4%)	109 (99.1%)	656 (98.5%)
うち学校法人のホームページに掲載しているもの	547 (98.4%)	108 (98.2%)	655 (98.3%)
うち広報誌等の刊行物に掲載しているもの	73 (13.1%)	14 (12.7%)	87 (13.1%)
貸借対照表又はその概要	555 (99.8%)	110 (100.0%)	665 (99.8%)
うち学校法人のホームページに掲載しているもの	555 (99.8%)	110 (100.0%)	665 (99.8%)
うち広報誌等の刊行物に掲載しているもの	278 (50.0%)	32 (29.1%)	310 (46.5%)
うち小科目まで掲載しているもの	302 (54.3%)	44 (40.0%)	346 (52.0%)
収支計算書又はその概要	555 (99.8%)	110 (100.0%)	665 (99.8%)
うち学校法人のホームページに掲載しているもの	555 (99.8%)	110 (100.0%)	665 (99.8%)
うち広報誌等の刊行物に掲載しているもの	296 (53.2%)	31 (28.2%)	327 (49.1%)
うち小科目まで掲載しているもの	203 (36.5%)	31 (28.2%)	234 (35.1%)
事業報告書又はその概要	545 (98.0%)	108 (98.2%)	653 (98.0%)
うち学校法人のホームページに掲載しているもの	543 (97.7%)	108 (98.2%)	651 (97.7%)
うち広報誌等の刊行物に掲載しているもの	77 (13.8%)	12 (10.9%)	89 (13.4%)
監事の監査報告書	542 (97.5%)	108 (98.2%)	650 (97.6%)
うち学校法人のホームページに掲載しているもの	542 (97.5%)	108 (98.2%)	650 (97.6%)
うち広報誌等の刊行物に掲載しているもの	40 (7.2%)	12 (10.9%)	52 (7.8%)

注：単位は法人数。（ ）内の数値は、全法人に対する割合。

財務情報の一般公開の状況について（2-2）

財務書類等の一般公開の内容別実施状況の推移 (全法人に対する割合)



- 財産目録又はその概要
- 貸借対照表又はその概要
- ▲ 収支計算書又はその概要
- ◆ 事業報告書又はその概要
- ▲ 監事の監査報告書

財務情報の一般公開の状況について（3）

（3）一般公開に当たっての工夫等【複数回答】

区分		大学法人	短大法人等	合計
全法人数	平成27年度	556	110	666
	平成26年度	554	112	666
① 一般公開に当たって財務情報を分かりやすく説明するための資料を作成している法人		520 (93.5%)	92 (83.6%)	612 (91.9%)
資料の内容	財務状況を全般的に説明する資料	513 (92.6%)	94 (83.9%)	607 (91.1%)
		464 (83.5%)	78 (70.9%)	542 (81.4%)
	各科目を平易に説明する資料	456 (82.3%)	79 (70.5%)	535 (80.3%)
		362 (65.1%)	58 (52.7%)	420 (63.1%)
	経年推移の状況が分かる資料	355 (64.1%)	56 (50.0%)	411 (61.7%)
		485 (87.2%)	82 (74.5%)	567 (85.1%)
	財務比率等を活用して財務分析をしている資料	477 (86.1%)	84 (75.0%)	561 (84.2%)
		431 (77.5%)	68 (61.8%)	499 (74.9%)
	グラフや図表を活用した資料	416 (75.1%)	69 (61.6%)	485 (72.8%)
		419 (75.4%)	64 (58.2%)	483 (72.5%)
	学校法人会計の特徴や企業会計との違い等を説明している資料	409 (73.8%)	59 (52.7%)	468 (70.3%)
		361 (64.9%)	71 (64.5%)	432 (64.9%)
		329 (59.4%)	64 (57.1%)	393 (59.0%)

注1：単位は法人数。（ ）内の数値は、全法人に対する割合。

注2：各項目上段は平成27年度の法人数・割合，下段は平成26年度の法人数・割合を示す。

区分	大学法人	短大法人等	合計
学校法人のホームページに掲載	555	110	665
② 学校法人又は大学等のホームページのトップページから財務情報のページに容易に到達できるようにしている	546 (98.4%)	109 (99.1%)	655 (98.5%)

注1：例として、トップページ又はトップページ中の「法人（大学）の概要」等に、「情報公開」や「財務情報」等の項目が設けられているなど、一般の人が容易に財務情報のページを見つけられるようになっている。

注2：単位は法人数。（ ）内の数値は、ホームページに掲載している法人に対する割合。

私立学校法第47条に基づき作成する「事業報告書」の記載内容（1）

【複数回答】

区分		大学法人	短大法人等	合計	
全法人数	平成27年度	556	110	666	
	平成26年度	554	112	666	
法人の概要	設置する学校・学部・学科等について	548 (98.6%)	104 (94.5%)	652 (97.9%)	
		544 (98.2%)	106 (94.6%)	650 (97.6%)	
	設置する学校・学部・学科等の入学定員について	512 (92.1%)	99 (90.0%)	611 (91.7%)	
		510 (92.1%)	101 (90.2%)	611 (91.7%)	
	設置する学校・学部・学科等の収容定員について	491 (88.3%)	99 (90.0%)	590 (88.6%)	
		490 (88.4%)	100 (89.3%)	590 (88.6%)	
	設置する学校・学部・学科等の入学者数について	418 (75.2%)	88 (80.0%)	506 (76.0%)	
		412 (74.4%)	92 (82.1%)	504 (75.7%)	
	設置する学校・学部・学科等の在籍者数について	538 (96.8%)	106 (96.4%)	644 (96.7%)	
		536 (96.8%)	106 (94.6%)	642 (96.4%)	
	理事・監事について	518 (93.2%)	103 (93.6%)	621 (93.2%)	
		うち名簿を記載	376 (67.9%)	58 (51.8%)	434 (65.2%)
		うち概要を記載	142 (25.6%)	45 (40.2%)	187 (28.1%)
	評議員について	485 (87.5%)	93 (83.0%)	578 (86.8%)	
	教職員について	535 (96.2%)	100 (90.9%)	635 (95.3%)	
		537 (96.9%)	104 (92.9%)	641 (96.2%)	
	建学の理念・教育目標について	442 (79.5%)	86 (78.2%)	528 (79.3%)	
		438 (79.1%)	84 (75.0%)	522 (78.4%)	
	法人の沿革について	455 (81.8%)	84 (76.4%)	539 (80.9%)	
		451 (81.4%)	85 (75.9%)	536 (80.5%)	

私立学校法第47条に基づき作成する「事業報告書」の記載内容(2)

【複数回答】

区分		大学法人	短大法人等	合計
全	法人			
	数			
	平成27年度	556	110	666
	平成26年度	554	112	666
事業の概要	当該年度の事業の概要, 主な事業の目的・計画, 計画の進捗状況について	550 (98.9%)	102 (92.7%)	652 (97.9%)
		545 (98.4%)	103 (92.0%)	648 (97.3%)
	入学志願者数, 受験者数, 合格者数等の入学試験に関する状況について	305 (54.9%)	61 (55.5%)	366 (55.0%)
		301 (54.3%)	60 (53.6%)	361 (54.2%)
	教員組織, 教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関することについて	121 (21.8%)	41 (37.3%)	162 (24.3%)
		131 (23.6%)	44 (39.3%)	175 (26.3%)
	授業科目, 授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関することについて	119 (21.4%)	45 (40.9%)	164 (24.6%)
		133 (24.0%)	46 (41.1%)	179 (26.9%)
	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関することについて	105 (18.9%)	39 (35.5%)	144 (21.6%)
		105 (19.0%)	40 (35.7%)	145 (21.8%)
	授業料, 入学料その他の大学が徴収する費用に関することについて	132 (23.7%)	36 (32.7%)	168 (25.2%)
		140 (25.3%)	38 (33.9%)	178 (26.7%)
	大学が行う学生の修学, 進路選択及び心身の健康等に係る支援に関することについて	246 (44.2%)	55 (50.0%)	301 (45.2%)
		247 (44.6%)	58 (51.8%)	305 (45.8%)
	卒業生数, 修了者数, 学位授与数等の状況について	241 (43.3%)	61 (55.5%)	302 (45.3%)
		237 (42.8%)	60 (53.6%)	297 (44.6%)
	卒業・修了後の状況(就職・進学等)について	301 (54.1%)	69 (62.7%)	370 (55.6%)
		304 (54.9%)	68 (60.7%)	372 (55.9%)
	今後の課題について	178 (32.0%)	40 (36.4%)	218 (32.7%)
		181 (32.7%)	38 (33.9%)	219 (32.9%)

私立学校法第47条に基づき作成する「事業報告書」の記載内容（3）

【複数回答】

区分		大学法人	短大法人等	合計
全法人数	平成27年度	556	110	666
	平成26年度	554	112	666
財務の概要	財務の概要を経年比較した内容について	459 (82.6%)	82 (74.5%)	541 (81.2%)
		458 (82.7%)	84 (75.0%)	542 (81.4%)
	当該年度の決算の概要について	496 (89.2%)	86 (78.2%)	582 (87.4%)
		491 (88.6%)	86 (76.8%)	577 (86.6%)
	主な財務比率について	434 (78.1%)	68 (61.8%)	502 (75.4%)
		426 (76.9%)	71 (63.4%)	497 (74.6%)
	主な施設設備の整備状況について	346 (62.2%)	64 (58.2%)	410 (61.6%)
		330 (59.6%)	64 (57.1%)	394 (59.2%)

注1：単位は法人数。（ ）内の数値は、全法人に対する割合。

注2：各項目上段は平成27年度の法人数・割合，下段は平成26年度の法人数・割合を示す。

注3：「理事・監事について」「評議員について」の項目は平成27年度の法人数・割合。

大学ポートレートについて

概要・趣旨

データベースを用いた大学の教育情報の活用・公表のための共通的な仕組みを構築。

○大学の多様な**教育活動の状況**を、国内外の様々な者にわかりやすく**発信**。

→ 大学のアカウンタビリティの強化、進学希望者の適切な進路選択支援、我が国の高等教育機関の国際的信頼性の向上

○大学が**教育情報**を自らの活動状況を把握・分析することに**活用**。

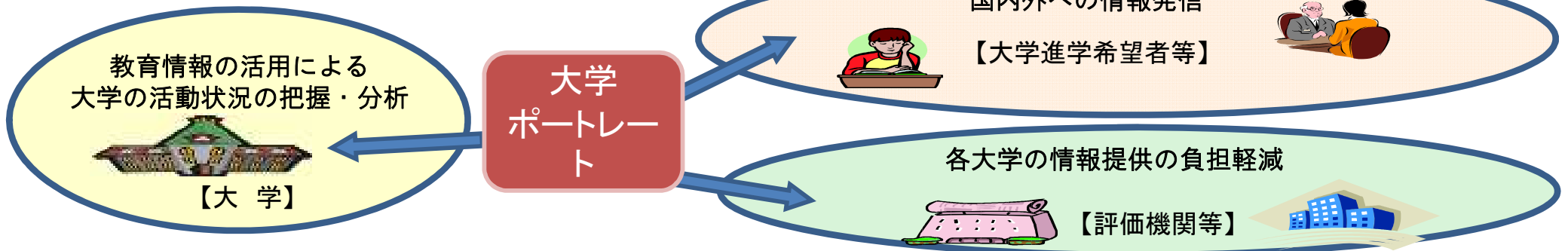
→ エビデンスに基づく学内のPDCAサイクルの強化による大学教育の質的転換の加速。外部評価による質保証システムの強化。

○基礎的な情報について共通的な公表の仕組みを構築し、**各種調査**等への対応に係る大学の**負担軽減**。

→ 大学運営の効率性の向上

平成27年3月より大学ポートレートによる国公立大学の大学情報(※)の発信を開始。

大学ポートレートのイメージ



※ 大学ポートレートで発信している大学情報について(例)

【大学単位で公表する情報】

- ・大学の基本情報
- ・大学の教育研究上の目的等
- ・大学の特色等
- ・教育研究上の基本組織
- ・キャンパス
- ・学生支援(修学、留学生、就職・進路等)
- ・課外活動

【学部・研究科等の単位で公表する情報】

- ・教育研究上の目的や三つのポリシー(アドミッション、カリキュラム、ディプロマ)
- ・学部等の特色
- ・教育課程(取得可能な学位、授業科目、授業方法、学生が習得すべき能力等)
- ・入試(入学者数、入試方法)
- ・教員(教員組織、教員数、教員の有する学位・業績)
- ・学生(収容定員、学生数)
- ・費用及び経済支援(授業料等、奨学金額、受給資格、授業料減免)
- ・進路(進路卒業者数・修了者数、進学者数・就職者数)

大学ポータルサイトの活用状況

◆ 日本にある1000以上の大学・短期大学が、
教育情報を大学ポータルサイトのウェブサイトを通じて公表

◇ 大学ポータルサイトの参加状況

(平成28年3月1日現在)

区 分	大 学				短 期 大 学		合 計
	国 立	公 立	私 立	株 立	公 立	私 立	
学 校 数	86	86	600	4	17	318	1,111
参 加 校 数	86	70	574	2	10	299	1,041
割 合	100.0%	81.4%	95.7%	50.0%	58.8%	94.0%	93.7%

※国公立大学・短期大学、株式会社立大学の参加校数については、平成27年度参加意向確認の回答に基づく。

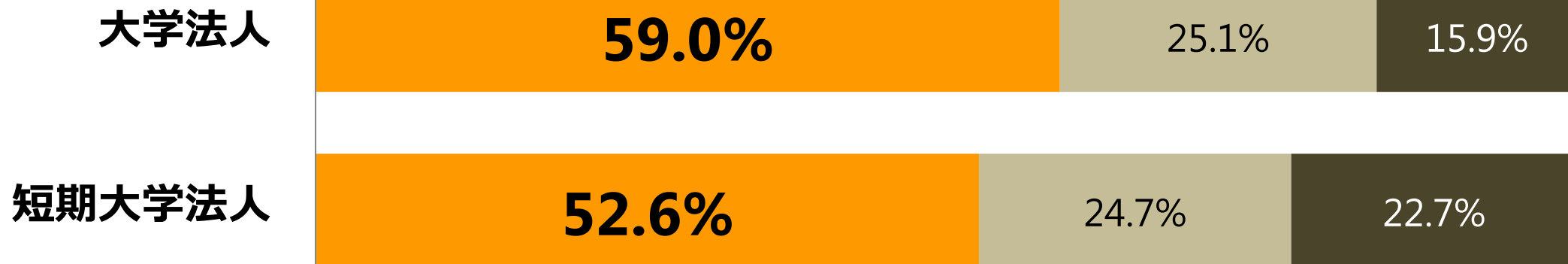
※私立大学・短期大学の学校数、参加校数については、学生募集を停止した学校を除き、
平成27年4月に開学した学校を含む。

中長期計画の策定等の状況について

学校法人における中長期計画の策定等の状況①

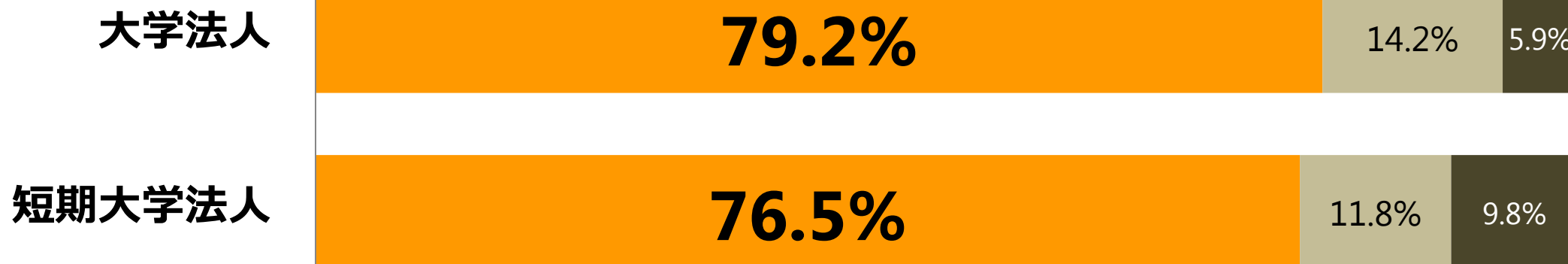
中長期計画の策定

■ 策定している ■ 策定の検討をしている ■ 策定していない



中長期計画の共有

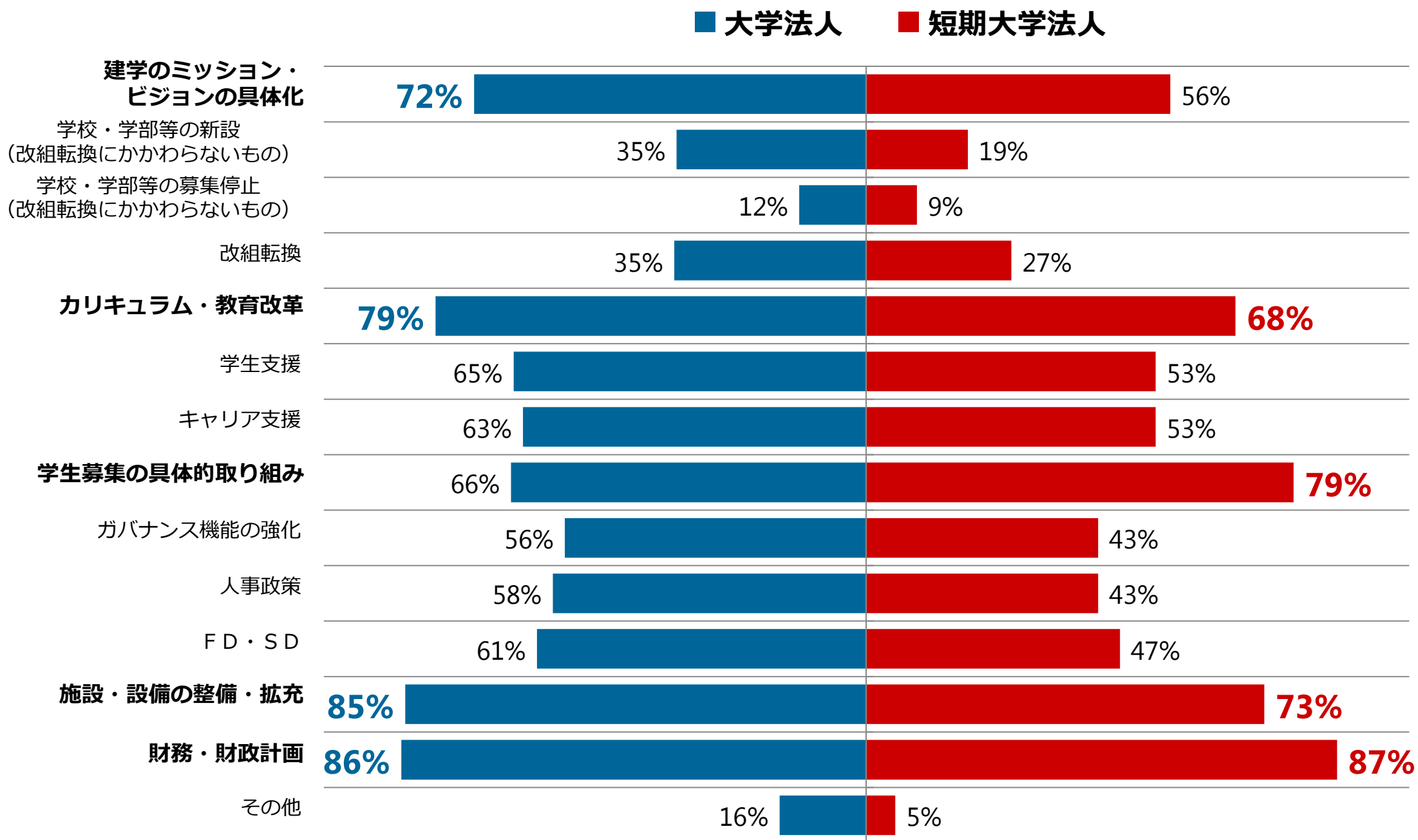
■ 法人全体で共有 ■ 各設置校の内部で共有 ■ 取り組みなし



出典：日本私立学校振興・共済事業団「『学校法人の経営改善方策に関するアンケート』報告」
(平成27年3月(平成25年6月・26年1月調査))より文部科学省作成。

※以下の理由により、各区分の合計が100%にならない場合がある。 ・複数回答可の項目 ・未回答 ・小数点第2位の四捨五入

学校法人における中長期計画の策定等の状況②（中長期計画の内容）



各法人制度の比較

各法人制度の比較①（組織）

	学校法人	社会福祉法人 <small>※青字は平成28年の社福法改正により新たに法定</small>	医療法人(財団) <small>※青字は平成27年の医療法改正により新たに法定</small>	公益財団法人	
根拠法	私立学校法	社会福祉法	医療法	一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律	
理事	定数	5人以上	3人以上(原則) ※社会医療法人の場合は6人以上	3人以上	
	職務・権限・義務 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> 寄附行為の定めるところにより <ul style="list-style-type: none"> 法人を代表 理事長を補佐して学校法人の業務を掌理 忠実義務 利益相反行為の制限 	<ul style="list-style-type: none"> 法人の業務を執行(理事長及び理事会の決議によって法人の業務を執行する理事として選任された者) 忠実義務 利益相反取引の制限 善管注意義務 自己の職務の執行状況の理事会への報告(理事長・業務執行理事) 	<ul style="list-style-type: none"> 忠実義務 利益相反取引の制限 善管注意義務 自己の職務の執行状況の理事会への報告(代表理事・業務執行理事) 	<ul style="list-style-type: none"> 法人の業務を執行(代表理事及び理事会の決議によって法人の業務を執行する理事として選定された者) 忠実義務 利益相反取引の制限 善管注意義務 自己の職務の執行状況の理事会への報告(代表理事・業務執行理事)
	責任 (主なもの)	規定なし	法人及び第三者に対する損害賠償責任	法人及び第三者に対する損害賠償責任	法人及び第三者に対する損害賠償責任
	選任	<ul style="list-style-type: none"> 設置する私立学校の校長等 評議員のうちから寄附行為の定めるところにより選任された者 その他寄附行為の定めるところにより選任された者 ※一名以上は外部理事	<ul style="list-style-type: none"> 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者 当該法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者 当該法人が施設を設置している場合、は当該施設の管理者 →上記の者が理事に含まれることが必要、評議員会の決議によって選任	<ul style="list-style-type: none"> 開設する全ての病院等の管理者(原則) その他寄付行為の定めるところにより選任された者 →評議員会の決議によって選任	評議員会の決議によって選任
	解任	規定なし	<ul style="list-style-type: none"> 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき →評議員会の決議によって解任	<ul style="list-style-type: none"> 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき →評議員会の決議によって解任	<ul style="list-style-type: none"> 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき →評議員会の決議によって解任
	任期	規定なし	2年以内(定款の定めにより短縮可)	2年以内(再任可)	2年以内(定款の定めにより短縮可)
	理事長	法人を代表し、その業務を総理	<ul style="list-style-type: none"> 法人の業務を執行 法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する 	<ul style="list-style-type: none"> 法人を代表し、法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する 	<ul style="list-style-type: none"> 法人の業務を執行 法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有する
理事会	<ul style="list-style-type: none"> 法人の業務を決定 理事の職務の執行を監督 	<ul style="list-style-type: none"> 法人の業務執行の決定 理事の職務の執行の監督 理事長の選定及び解職 	<ul style="list-style-type: none"> 医療法人の業務執行の決定 理事の職務の執行の監督 理事長の選出及び解職 	<ul style="list-style-type: none"> 法人の業務執行の決定 理事の職務の執行の監督 代表理事の選定及び解職 	

(注)医療法人には社団(99%)と財団(1%)があるが、本資料においては財団の場合について記載している。

(出典)厚生労働省作成資料を基に文部科学省作成

	学校法人	社会福祉法人 ※青字は平成28年の社福法改正により新たに法定	医療法人(財団) ※青字は平成27年の医療法改正により新たに法定	公益財団法人
監事				
定数	2人以上	2人以上	1人以上 ※社会医療法人の場合は2人以上	1人以上
職務・権限・義務 (主なもの)	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の業務を監査 ・法人の財産の状況の監査 ・監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に提出 ・理事会に出席して意見を述べる ・法人の業務又は財産に関し不正行為又は法令等に違反する重大な事実を発見したときは、所轄庁又は理事会及び評議員会に報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・理事の職務の執行を監査 ・監査報告書の作成 ・善管注意義務 ・理事会への出席義務 ・理事会への報告義務(理事が不正の行為をし、若しくはするおそれがあると認めるとき、又は法令等に違反する事実等があると認めるとき) 	<ul style="list-style-type: none"> ・法人の業務を監査 ・法人の財産の状況の監査 ・監査報告書を作成し、評議員会及び理事会に提出 ・善管注意義務 ・理事会への出席義務 ・法人の業務又は財産に関し不正行為又は法令等に違反する重大な事実を発見したときは、都道府県知事、評議員会又は理事会に報告 	<ul style="list-style-type: none"> ・理事の職務の執行を監査 ・監査報告の作成 ・善管注意義務 ・理事会への出席義務 ・理事会への報告義務(理事が不正の行為をし、若しくはするおそれがあると認めるとき、又は法令等に違反する事実等があると認めるとき)
責任 (主なもの)	規定なし	・法人及び第三者に対する損害賠償責任	・法人及び第三者に対する損害賠償責任	・法人及び第三者に対する損害賠償責任
選任	<ul style="list-style-type: none"> ・評議員会の同意を得て理事長が選任 ※一名以上は外部監事 	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉事業について識見を有する者 ・財務管理について識見を有する者 →上記の者が含まれることが必要、評議員会の決議によって選任 	評議員会の決議によって選任	評議員会の決議によって選任
解任	規定なし	<ul style="list-style-type: none"> ・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき ・心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき →評議員会の決議によって解任 	<ul style="list-style-type: none"> ・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき ・心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき →評議員会の決議によって解任 	<ul style="list-style-type: none"> ・職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき ・心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき →評議員会の決議によって解任
任期	規定なし	2年以内(定款の定めにより短縮可)	2年以内(再任可)	4年以内(定款の定めにより2年以内まで短縮可)
兼職禁止	理事、評議員、当該法人職員との兼職禁止	理事、評議員、当該法人職員との兼職禁止	理事、評議員、当該法人職員との兼職禁止	当該法人又はその子法人の理事又は・使用人との兼職禁止
役員への親族等の選任の制限	各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれてはならない。	<ul style="list-style-type: none"> ・理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と特殊の関係がある者が三人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれてはならない。 ・監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と特殊の関係がある者が含まれてはならない。 	(※社会医療法人の場合) 各役員について、その役員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各社員と特殊の関係がある者が役員総数の三分の一を超えて含まれてはならない。	各理事について、 ・当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族(当該理事と特別の関係がある者を含む。)である理事の合計数 ・他の同一の団体の理事又は使用人その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数が理事の総数の三分の一を超えないものであること。監事についても同様。 49 (出典)厚生労働省作成資料を基に文部科学省作成

		学校法人	社会福祉法人 ※青字は平成28年の社福法改正により新たに法定	医療法人(財団) ※青字は平成27年の医療法改正により新たに法定	公益財団法人
評議員	定数	理事の二倍を超える数	理事の定数を超える数	理事の定数を超える数	3人以上
	職務・権限・義務(主なもの)	規定なし	・善管注意義務	・善管注意義務	・善管注意義務
	責任(主なもの)	規定なし	・法人及び第三者に対する損害賠償責任	・法人及び第三者に対する損害賠償責任	・法人及び第三者に対する損害賠償責任
	選任	・当該学校法人の職員／25歳以上の卒業生のうちから寄附行為の定めるところにより選任された者 ・その他寄附行為の定めにより選任された者	・社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定めるところにより選任	・医療従事者／病院等の経営に関して識見を有する者／医療を受ける者のうちから寄附行為の定めるところにより選任された者 ・その他寄附行為の定めるところにより選任された者	規定なし
	解任	規定なし	規定なし	規定なし	規定なし
	任期	規定なし	4年以内(定款の定めにより6年以内まで伸長可)	規定なし	4年以内(定款の定めにより6年以内まで伸長可)
	兼職禁止	・監事との兼職禁止 ※理事と評議員は兼任可	・理事、監事、当該法人職員との兼職禁止	・理事、監事、当該法人の職員との兼職禁止	当該法人又はその子法人の理事、監事又は使用人との兼職禁止
評議員会	親族等の選任の制限	規定なし	評議員のうちには、各役員又は各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員又は各評議員と特殊の関係がある者が含まれてはならない。	(※社会医療法人の場合) 各評議員について、その評議員、その配偶者及び三親等以内の親族その他各評議員と特殊の関係がある者が評議員の総数の三分の位置を超えて含まれてはならない。	規定なし
	位置づけ	・必置 ・諮問機関	・必置 ・議決機関	・必置 ・議決機関、諮問機関	・必置 ・議決機関
	審議/決議事項(主なもの)	【理事長があらかじめ評議員会の意見を聞くもの】 ※寄附行為で定めることにより決議事項とすることも可 ・予算、借入金、重要な資産の処分 ・事業計画 ・寄附行為の変更 ・合併 【理事長が評議員会への報告及び意見聴取を行うもの】 ・決算及び事業実績	・定款の変更 ・理事、監事、会計監査人の選任、解任 ・理事、監事の報酬の決定(定款に額が定められていないときに限る。)	・理事、監事の選任、解任 ・理事・監事の報酬の決定 【理事長があらかじめ評議員会の意見を聞くもの】 ※寄付行為で定めることにより決議事項とすることも可 ・寄付行為の変更 ・予算の決定又は変更 ・借入金の借入れ ・重要な資産の処分 ・事業計画の決定又は変更 ・合併及び分割	・定款の変更 ・理事、監事、会計監査人の選任、解任 ・理事、監事の報酬の決定(定款に額が定められていないときに限る。)
会計監査人	規定なし ※私立学校振興助成法の規定により、文科相所轄法人については1,000万円以上の助成を受けている場合は公認会計士又は監査法人の監査報告書を所轄庁に届出	・政令で定める基準(未定)を超える法人は必置 ・評議員会の決議によって選任・解任	・省令で定める基準(負債額50億円以上又は収益額70億円以上。社会医療法人の場合は、負債額20億円以上、収益額10億円以上又は社会医療法人債発行法人)に該当する法人は、公認会計士又は監査法人の監査を受けなければならない。	・原則必置(政令で定める基準(損益計算書の収益の部若しくは費用及び損失の部に計上した額の合計額が千億円以上又は貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が五十億円以上)に達しない場合を除く。) ・評議員会の決議によって選任・解任 ・監事によって解任	

各法人制度の比較②（所轄庁等の関与）

学校法人	社会福祉法人 ※青字は平成28年の社福法改正により新たに法定	医療法人(財団) ※青字は平成27年の医療法改正により新たに法定	公益財団法人
<p>○業務若しくは財産の状況に関する報告徴収、立入検査(私立学校法の施行に必要な限度)</p> <p>○措置命令 ＜要件＞ ①法令の規定、法令の規定に基づく所轄庁の処分若しくは寄附行為に違反したとき ②法人の運営が著しく適性を欠くと認めるとき</p> <p>○役員解任勧告 ＜要件＞ 措置命令に従わないとき</p> <p>○解散命令 ＜要件＞ 法令の規定に違反し、又は法令の規定に基づく所轄庁の処分に違反した場合(他の方法により監督の目的を達成することができない場合に限る。)</p> <p>※以下、私立学校振興助成法の規定 ・業務若しくは会計の状況に関する報告徴収、質問、検査 ・収容定員是正命令 ・予算変更の勧告 ・役員解任勧告</p>	<p>○業務若しくは財産の状況に関する報告徴収、立入検査</p> <p>○必要な措置をとるべき旨の勧告 ＜要件＞ ①法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反したとき ②法人の運営が著しく適性を欠くと認めるとき</p> <p>○法人が勧告に従わなかったときは、その旨の公表</p> <p>○措置命令 ＜要件＞ 正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかったとき</p> <p>○業務の全部又は一部の停止命令又は役員解任勧告 ＜要件＞ 措置命令に従わないとき</p> <p>○解散命令 ＜要件＞ ①法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であって、他の方法により監督の目的を達することができないとき ②正当な事由がないのに一年以上にわたってその目的とする事業を行わないとき</p> <p>※以下、助成を受ける法人に対するもの ・事業又は会計の状況に関する報告徴収 ・予算変更の勧告 ・役員解任勧告</p>	<p>○業務若しくは会計の状況に関する報告徴収、立入検査 ＜要件＞ ①法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分又は寄附行為に違反している疑いがあるとき ②その運営が著しく適性を欠く疑いがあるとき</p> <p>○措置命令 ＜要件＞ ①法人の業務若しくは会計が法令、法令に基づく都道府県知事の処分又は寄附行為に違反したとき ②法人の運営が著しく適性を欠くと認めるとき</p> <p>○業務の全部又は一部の停止命令又は役員解任勧告 ＜要件＞ 措置命令に従わないとき</p> <p>○解散命令 ＜要件＞ 法令の規定に違反し、又は法令の規定に基づく都道府県知事の命令に違反した場合(他の方法により監督の目的を達することができない場合に限る。)</p>	<p>○その運営組織及び事業活動の状況に関する報告徴収、立入検査(法人の事業の適正な運営を確保するために必要な限度)</p> <p>○必要な措置をとるべき旨の勧告 ＜要件＞ ①公益認定の基準のいずれかに適合しなくなったとき ②法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき 等に該当すると疑うに足る相当な理由がある場合</p> <p>○措置命令 ＜要件＞ 正当な理由なく勧告に係る措置をとらなかったとき</p> <p>○公益認定の取消し ＜要件＞ (必要的取消し) ①欠格事由のいずれかに該当するとき ②偽りその他不正の手段により公益認定等を受けたとき ③正当な理由がなく措置命令に従わないとき 等 (任意的取消し) ①公益認定の基準のいずれかに適合しなくなったとき ②法令又は法令に基づく行政機関の処分に違反したとき 等</p>

各法人制度の比較③ (情報公開等)

	学校法人	社会福祉法人 <small>※青字は平成28年の社福法改正により新たに法定</small>	医療法人(財団) <small>※青字は平成27年の医療法改正により新たに法定</small>	公益財団法人
閲覧対象者	利害関係人	一般市民	評議員、債権者 ※社会福祉法人の場合は一般市民	一般市民
備置き及び 閲覧(※1) 義務・ 公表(※2) 義務	閲覧・公表	閲覧・公表	閲覧・公表(又は公告)	閲覧・公表(又は公告)
※1閲覧…請求があった場合に見せること	寄附行為・ 定款	○・○	○・×	○・×
※2公表…広く一般に見られるようにすること	財産目録	○・×	○・×	○・×
	貸借対照表	○・×	○・○(一定規模以上の法人及び 全ての社会医療法人)	○・○
	収支計算書 (損益計算書)	○・×	○・○(一定規模以上の法人及び 全ての社会医療法人)	○・○(負債額200億円以上の 大規模法人のみ)
	事業報告書	○・×	○・×	○・×
	監査報告書 (監事の意見)	○・×	○・×	○・×
	役員名簿	×・×	×・×	○・×
	役員報酬規程 (基準)	×・×	×・×	○・○
役員報酬の定め	規定なし	・定款にその額を定めていないときは、 評議員会の決議によって定める。 ・民間事業者の役員の報酬等及び従業員 の給与、当該法人の経理の状況等を 考慮して、不当に高額なものとならな いような役員報酬基準を定めなければ ならない。	・寄附行為にその額を定めていないとき は、評議員会の決議によって定める。	・定款にその額を定めていないときは、 評議員会の決議によって定める。 ・民間事業者の役員の報酬等及び従業 員の給与、法人の経理の状況等を 考慮して、不当に高額なものとならな いような役員報酬基準を定めなければ ならない。
所轄庁への届出	規定なし ※私立学校振興助成法の規定 により、助成を受けている法人 は、以下の書類を所轄庁に届出 ・貸借対照表 ・収支計算書 ・収支予算書 ・監査報告書(文科相所轄法人 については1000万円以上の助 成を受ける場合)	・事業報告書 ・財産目録 ・貸借対照表 ・収支計算書 ・監査報告書 ・会計監査報告書(該当法人のみ) ・役員等名簿 ・役員報酬基準 等	※都道府県知事は閲覧に供しな ければならない ・事業報告書 ・財産目録 ・貸借対照表 ・損益計算書 ・監査報告書 ・関係事業者との取引の状況に 関する報告書(該当法人のみ) ・公認会計士等の監査報告書 (該当法人のみ) ・社会医療法人の要件に該当す る旨を説明する書類(社会医療 法人のみ)	・事業報告 ・財産目録 ・貸借対照表 ・損益計算書 ・監査報告書、会計監査報告書 (会計監査人を置く場合のみ) ・キャッシュフロー計算書(該 当法人のみ) ・収支予算書 ・役員等名簿、社員名簿 ・役員報酬基準 等